

(平成21年7月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	83 件
国民年金関係	33 件
厚生年金関係	50 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	82 件
国民年金関係	41 件
厚生年金関係	41 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から46年6月まで

私は、区から国民年金の加入を勧められて、区役所で国民年金の加入手続をした。また、区の職員から、未納の国民年金保険料をさかのぼって納付するよう勧められ、納付書により金融機関で一括納付したことを記憶しており、保険料を納付した領収証書も所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和44年から46年までの2年3か月分の保険料を第2回特例納付により49年3月28日に金融機関にて納付した国民年金保険料の納付書・領収証書を所持しているところ、その欄外には「No.2」との記載があり、複数の納付書で一括して納付したものと推認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4845

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から37年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、私か元妻が納付したはずである。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間は6か月と短期間であり、申立人が所持する国民年金手帳によると、申立期間前後の保険料は現年度納付していることが確認できる上、直後の保険料は昭和37年7月に納付しており、その時点で、申立期間は保険料を過年度納付することが可能な期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年11月から48年6月まで
② 昭和50年4月から51年3月まで

夫の国民年金については、私が、結婚後、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。加入手続の際、区の職員から、さかのぼって未納分の保険料を納付できると聞き、そのころ、夫婦二人分の保険料をさかのぼって一括納付した記憶がある。また、その後、もう一度、預金を下ろして、保険料をさかのぼって一括納付したことも記憶している。夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②については、当該期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする妻は、当該期間を含め、昭和48年7月以降の保険料をすべて納付していることが確認できる。また、当該申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間後の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。
- 2 しかしながら、申立期間①については、申立人の妻が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、妻は、国民年金の加入時期及びさかのぼって保険料を納付した時期、納付した期間、納付場所等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、妻が、

2回目にさかのぼって納付したと主張する金額は、申立人の特殊台帳の記録から、昭和50年11月に納付したことが確認できる申立人の第3回特例納付で納付した期間の保険料額とおおむね一致するなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号は、昭和50年5月ごろに夫婦連番で払い出されており、その時点で、当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和49年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月

私は、昭和47年8月から56年4月に就職するまで国民年金保険料を納付してきた。また、申立期間を含め、夫が国民年金に加入している間は、夫の保険料も納付した。私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の前後の国民年金保険料を納付しており、申立期間は1か月と短期間である。また、3か月分ずつ納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しており、申立人が保険料を納付したとする夫は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年8月から40年3月まで
② 昭和40年4月から41年3月まで

私の母は、私たち夫婦が結婚式を挙げた昭和40年3月まで私の国民年金保険料を納付してくれた。また、私は、結婚後夫婦二人分の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間直後から厚生年金保険被保険者となる平成10年3月の前月まで国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間は12か月と短期間である。また、申立人が納付書により納付したとする方法は、申立人の国民年金手帳の手帳記号番号が払い出された昭和41年4月の翌月以降に当該期間の保険料を過年度納付する場合の納付方法と合致しており、納付したとする郵便局は、申立期間当時開設されており、過年度保険料の収納を取り扱っている。さらに、申立人が保険料を納付したとする夫は、当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が申立人の当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から50年3月まで

私は、長女を出産後しばらく経った昭和49年5月か6月に区の職員の勧めに従い、申立期間の保険料約10万円を一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が申立期間の保険料を納付したとする昭和49年5月又は6月には第2回特例納付が実施されており、申立期間は記録上強制加入期間である。また、申立人が納付したとする金額は、申立期間の保険料を第2回特例納付、過年度納付及び現年度納付により納付した場合の保険料額におおむね一致している。さらに、申立人の二人の友人は、それぞれ平成5年と15年に申立人から、20歳からの保険料をさかのぼって納付したと聞いたと証言しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から39年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から39年4月まで

私の国民年金保険料は、母が国民年金の加入手続を行い、昭和39年5月の結婚し、上京するまでは納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付している。

また、申立人の保険料の納付方法、納付場所及び納付を行った時期等の記憶は具体的であり、当時の納付制度と合致し、姉の証言とも一致している上、納付したとする金額は当該期間当時の保険料額とおおむね一致している。さらに、申立人の母親が申立人と同様に国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする姉は、申立期間の保険料が納付済みであるなど、申立人の母親が加入手続をし、納付を行っていたという申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から40年3月まで
② 昭和48年4月から同年6月まで
③ 昭和49年4月から50年3月まで

私は、申立期間①については、昭和41年ごろに市職員が自宅に来て国民年金の説明を受け、加入時に国民年金保険料をさかのぼって納付した。

申立期間②及び③については、未納はあったが昭和50年ごろにまとめて納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については12か月と短期間であり、当該期間直前の国民年金保険料は過年度納付、直後の期間は現年度納付されており、過年度納付された昭和50年11月時点では申立期間は過年度納付が可能である上、第2回特例納付及び過年度納付を行いながら、年金受給に必要な期間の保険料を納付しないのは不自然であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人から納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和41年1月時点では、申立期間の過半は時効により保険料が納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立人の所持する領収書により第2回特例納付されていることが確認できるが、申立期間は第2回特例納付の納付対象期間ではないことから、納付した申立期間の保険料は昭和36年4月から同年6月に充当されていることが申立人の所持する国民年金保険料納付期間変更通知書により確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年12月から57年5月までの期間及び60年12月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から同年6月まで
② 昭和56年12月から57年5月まで
③ 昭和60年12月から61年3月まで
④ 昭和54年6月から60年11月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付書及び口座振替で忘れずに納付していた。申立期間④については、当該期間直前の期間の保険料を徴収員への納付及び口座振替で重複納付していたため、還付された。その後の期間も同様に重複納付していた可能性がある。申立期間①、②及び③の保険料が未納とされ、申立期間④の保険料が還付されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間③については、当該期間直前の期間の保険料は納付済みで、直後の期間は第3号被保険者期間である上、当該期間は6か月及び4か月といずれも短期間であるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①及び④については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、平成11年9月に資格得喪記録が追加されるまで未加入期間であり、制度上当該期間の保険料を納付することはできなかったなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立期間④については、申立人は、昭和54年10月以降の住所地

には、保険料の徴収員が来ていなかったと説明している上、申立人の口座振替履歴から、当該期間直前の還付処理された 54 年 4 月及び 5 月の保険料は口座振替で引き落とされていることが確認できるが、同年 6 月及び 7 月の保険料は口座振替で引き落とされていることが確認できないなど、当該期間の保険料を重複納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 12 月から 57 年 5 月までの期間及び 60 年 12 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 7 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月から 44 年 3 月まで
② 昭和 53 年 7 月から 54 年 3 月まで

私は、税金等の集金を行っていた A 組合の方に国民年金の加入手続を依頼し、申立期間の国民年金保険料も組合の方に国民年金手帳又は納付書を渡して納付してもらっていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間は 9 か月間と短期間である上、申立人が第 3 回特例納付によって特例納付した時期において、当該期間の保険料は、現年度納付又は過年度納付することが可能であり、かつ、その保険料額は特例納付した場合よりも低額であり、当該期間の保険料の納付を優先する方が特例納付より有利な状況であったことなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人からは当時の納付状況等を聴取することが困難である上、一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻は、当該期間当時の保険料額に関する記憶が不明確であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 45 年 6 月ごろの時点では、当該期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人の妻には、当該期間当時に申立人の国民

年金手帳が交付されていた記憶は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 7 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年7月から52年3月まで
② 昭和52年4月から同年9月まで
③ 昭和52年10月から53年6月まで
④ 昭和55年4月から同年9月まで
⑤ 昭和63年5月
⑥ 昭和63年11月
⑦ 平成2年8月

私の妻は、結婚後の私の国民年金保険料を納付してくれていた。昭和52年頃は区役所で申請免除の手続を行ったはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間は6か月と短期間である上、国民年金手帳の記号番号払出簿には、申立人の被保険者台帳が昭和55年5月6日に申立人が当時居住していた区を管轄する社会保険事務所に移管されたことが確認でき、また、その頃に申立人の妻が申立人の国民年金の任意加入手続をし、当該期間の直前の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるなど、当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①、③、⑤、⑥及び⑦については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人の保険料を納付したとする妻は、納付場所及び納付金額等に関する記憶が不明確であり、申立期間③については、

申立人の妻は、国民年金の任意加入の手続の時期、納付状況に関する記憶が不明確であるなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間⑤、⑥及び⑦については、申立人の保険料の納付方法は昭和59年時点で口座振替であったことが確認できることから、当該期間の納付方法も口座振替であり、妻と納付月、未納月が一致しており、未納月については口座の残高が不足していたと考えられるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料が無い上、妻も当該期間は免除期間となっておらず、保険料は未納となっているなど、当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から45年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から45年1月まで

私は、昭和48年4月17日に申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す領収書を社会保険事務所に提示したが、申立期間の保険料を納付済みとはしてもらえず、保険料を還付するということがあった。申立期間を納付済みとしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和44年2月から47年3月までの国民年金保険料を納付した領収書を所持しており、保険料を納付した48年4月時点では、時効により納付できない期間である申立期間の保険料相当額をも納付したものと認められ、平成20年7月に還付決議がなされるまでこれが還付された事実は認められないことから、申立人が、申立期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、申立期間の保険料が時効により納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは、信義則に反する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

なお、上記領収書に記載された納付金額から申立期間の保険料相当額を差し引いた金額については、納付済みと記録されている昭和45年2月から47年3月までの保険料額と重複して納付されたものと考えられる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月から44年2月まで
② 昭和45年3月
③ 昭和59年4月から61年9月まで

私の母は、私が20歳になった昭和41年に私の国民年金の加入手続をし、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたはずである。また、私は、申立期間③の夫婦二人分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人は、当該期間を除き、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和45年から厚生年金保険に加入した平成11年まで国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が当該期間の保険料を納付していたとする金融機関は、当時開設されており、保険料の収納業務を行っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人の母親が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である上、同居していたとする兄も当該期間の保険料が未納となっているなど、申立人の母親が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和45年11月時点では、申立期間①の大部分は時効により保険料を納付できない期間

であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 61 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から同年9月までの期間、55年4月から56年9月までの期間及び60年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から同年9月まで
② 昭和55年4月から56年9月まで
③ 昭和60年4月から同年6月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を居住する区の出張所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間①及び③は3か月と短期間である。また、申立人が納付書により保険料を納付したとする方法は、当時申立人が居住していた区の納付方法と合致し、保険料を納付したとする区の出張所は、申立期間当時開設され、保険料の収納業務を行っている。さらに、申立人が所持する昭和55年、56年及び60年の確定申告書に記載された保険料の金額は、申立期間②及び③当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。加えて、申立期間①に近接する46年4月から同年6月までの期間の保険料は、申立人が所持する領収書に基づき、平成20年8月に未納から納付済みに記録が訂正されており、行政側において、申立人に係る納付記録の管理が適切に行われていなかった状況が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から46年3月まで

私は、昭和46年か47年ごろに、家族から国民年金保険料をまとめて納められることを聞いたので、母に依頼して未納の保険料を一括して納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和44年10月から46年3月までの期間については、申立人は、46年4月以降、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人がさかのぼって保険料を納付した期間は2年間くらいであったとしていること、申立人の国民年金手帳の記号番号は46年12月に払い出されており、この時点で、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったことなど、当該期間について保険料をまとめて納付したとする申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和37年9月から44年9月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を預かって納付したとする母親から、当時の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人の手帳記号番号払出時点の46年12月は第1回特例納付実施期間であったものの、申立人は、上記のとおり、さかのぼって保険料を納付した期間は2年間くらいであったと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 44 年 10 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料（昭和36年度の4か月の納付済期間を除く）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで
(昭和36年度の4か月の納付済期間を除く)

私は、国民年金に加入後、納期限に遅れることなく国民年金保険料を納付してきた。昭和36年度の保険料は4か月分の納付記録が確認できるが、4か月分の保険料を納付して、そのほかの保険料を納付しないなど考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和37年2月28日に払い出されており、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であること、申立人は申立期間当時に転居しているが、転居前後のそれぞれの区において保険料を納付した記録が確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から47年6月まで

私は、昭和46年12月に会社を退職したときも、45年4月の会社退職時同様、国民年金への切替手続きを行い、47年3月に転居した後に送付されてきた納付書により国民年金保険料を郵便局で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は7か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間前の昭和45年6月に払い出されており、46年12月の厚生年金保険から国民年金への切替手続き及び申立期間中の住所変更手続きを適切に行っていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年5月から50年9月まで

私は、昭和45年ごろに勤務していた大学の厚生年金保険から適用除外になったので、国民年金への切替手続きを行い、以後、国民年金保険料を郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和49年4月から50年9月までの期間については、申立人は、申立期間後は国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は夫と連番で49年10月に払い出されていることが確認でき、その時点では当該期間の保険料を現年度納付することが可能である上、申立人は、当該切替期間において、自身の保険料のみを納付していた理由について具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和45年5月から49年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金加入時に保険料を長期間さかのぼって納付した記憶はないと説明しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から46年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年12月から46年10月まで

私は、昭和46年11月に申立期間の保険料を一括して納付し、そのときもらった領収書も所持している。申立期間の保険料を還付し申立期間を未加入とされることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した領収書を所持しており、申立期間の保険料を納付した昭和46年11月時点では、申立期間当初に任意加入手続を行っておらず、未加入のため、納付できない申立期間の保険料相当額を納付したものと認められ、平成20年5月に還付決議がなされるまでこれが還付された事実は認められないことから、申立人が、申立期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、任意加入手続を行っていなかったことを理由に保険料の納付を認めないのは、信義則に反する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの期間及び47年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から46年3月まで
② 昭和47年4月から同年12月まで
③ 昭和49年7月及び同年8月

私は、区役所から送られてくる納付書により郵便局で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付しており、当該期間はそれぞれ6か月、9か月と短期間である。また、申立人が、納付書により保険料を納付したとする方法は、当時居住していた区の納付方法と合致しており、保険料を納付したとする郵便局は、当該期間当時保険料の収納業務を取り扱っていたなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③については、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間当初の厚生年金保険から国民年金への切替^{あいまい}手続に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの期間及び47年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月

私は、申立期間の国民年金保険料を任意加入して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60 歳に到達した申立期間の昭和 62 年*月に高齢任意加入していることが確認できるとともに、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、申立期間は 1 か月と短期間である。

また、申立人が所持する昭和 62 年の家計簿の 1 月及び 4 月欄に記載された保険料の金額は、61 年 10 月から 62 年 3 月までの保険料額と一致し、62 年 5 月から 11 月までの欄に記載された保険料の金額は、それぞれ前月の保険料額に一致しているなど、申立期間の保険料を納付したとする申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 46 年 3 月まで

私が働いていた理容店の店主は、昭和 38 年 4 月から 41 年 3 月まで私の国民年金保険料を納付してくれた。また、別の店に転職した 41 年 4 月から 45 年 9 月までは自分で保険料を納付した。さらに、45 年 10 月から 46 年 3 月までは私の妻が私の保険料を納付してくれた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立人が理容店に住み込みで働いていたとする昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間については、申立人は、国民年金制度が開始された 36 年 4 月から当該期間の直前までの保険料を納付している上、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出されている理容店の店主、店主の妻及び申立人と一緒に住み込みで働いていたとする同僚は、当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 46 年 3 月までの期間については、理容店の店主、申立人及び申立人の妻が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、理容店での勤務形態を住み込みから通勤に変更したとする 39 年 4 月から 41 年 3 月までの期間については、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる理容店の店主から当時の納付状況等を聴取できないため、当時の状況が不明確である。また、41 年 4 月から 45 年 9 月までの期間については、申立人は、自身で納付したとする保険料の金額を憶えていない上、45 年 7 月から 9 月までの保険料は自身では納付せず、婚

姻後に妻が納付したかもしれないと説明しているなど、納付状況に関する記憶が曖昧である。さらに、申立人が婚姻した45年10月から46年3月までの期間については、申立人は、加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人の妻から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況及び当該期間直後の46年4月に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出された経緯が不明確であるなど、理容店の店主、申立人及び申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年7月まで
② 昭和37年1月から39年3月まで
③ 昭和41年1月から同年3月まで

私たち夫婦は、昭和36年に一緒に国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付しており、当該期間は3か月と短期間である。また、一緒に納付したとする申立人の夫は、当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付方法、納付金額の記憶が曖昧であり、一緒に保険料を納付していたとする夫も、当該期間の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から54年3月まで

私は、昭和49年に上京し、54年に転居したころは収入も安定していたので、20歳からの国民年金保険料の未納分を納付しようとしたが、時効のために2年前までの分しか納付できないと言われ、時効期限の52年10月までの保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年4月以降の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された54年12月時点で、申立期間は過年度納付をすることが可能な期間である上、申立人の所持する手帳には「年金45,960円支払(52年10月分から54年3月まで)」と記載されており、当該金額は申立期間の保険料を納付した場合の金額と一致するとともに、保険料を納付する資力が十分であったことも、同手帳のメモで確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの期間、61 年 2 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月から 49 年 3 月まで
② 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 61 年 2 月及び同年 3 月

私は、17 歳で上京し、昭和 44 年に結婚するまで叔母の所に住み、20 歳から国民年金保険料を納付していた。結婚前は、自身で納付に行けないときは叔母に頼んで行ってもらい、結婚後は、夫の分も一緒に自身が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、申立人は、昭和 49 年 4 月以降当該期間を除き 60 歳に到達するまで、国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間は 3 か月及び 2 か月といずれも短期間であるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関する記憶が曖昧であり、申立人が居住していた区では、当該期間のうち昭和 45 年 6 月までの間は印紙検認方式による保険料の納付方法が採られていたが、申立人は国民年金手帳に印紙貼付や検認印を受けた記憶がないと説明しているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 49 年 6 月ころの時点では、申立期間①の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年3月までの期間及び61年2月及び3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年8月から53年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月から53年1月まで

私は、会社を退職した後に国民年金の加入手続きを行い、未納なく国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間については申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間後の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きを2度適切に行っているほか、申立期間は6か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和53年1月に払い出されており、当該払出時点で、申立期間の保険料は現年度納付することが可能である上、申立人が当時居住していた市から申立期間の納付書が発行されていたと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年11月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から8年3月まで

私の父は、私が20歳になった時から国民年金保険料を納付してくれていた。父が「なんで、わしがお前の年金保険料を払わなあかんねん。感謝せえよ。」と、よく言っていたのを覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年11月から8年3月までの期間については、国民年金保険料の過年度納付書が9年12月9日に作成されていることが、オンライン記録により確認でき、納付書作成時点において、当該期間は過年度納付が可能な期間であり、申立人は、申立期間当時、父親から申立人の保険料を納付していると言われたことを具体的に記憶しており、申立人の長姉も当該父親の言葉を覚えていると説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち平成3年8月から7年10月までの期間については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の納付状況等が不明確である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された8年4月ごろの時点では、当該期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年11月から8年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から同年9月まで

私は、国民年金保険料の未納がないように区役所に何度か確認しながら、夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は6か月と短期間である。

また、申立人は、昭和44年2月から47年3月までの期間及び49年1月から51年3月までの期間の保険料を55年6月に第3回特例納付で納付していることが確認でき、当該納付時点で特例納付の保険料額よりも低額である申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月、53年4月から同年9月までの期間及び54年1月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年3月
② 昭和53年4月から同年9月まで
③ 昭和54年1月から同年6月まで

私は、妻と一緒に国民年金保険料の未納がないように区役所に何度か確認しながら、夫婦二人分を一緒に納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間はいずれも短期間である。

また、申立人は、昭和49年4月から51年2月までの保険料を55年6月に第3回特例納付で納付していることが確認でき、当該納付時点で特例納付の保険料額よりも低額である申立期間②及び③の保険料を過年度納付することが可能であった上、申立期間①及び③については、保険料を一緒に納付していたとする妻の当該期間の保険料は納付済みであるなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4909

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月及び同年3月

私は、厚生年金適用事業所を退職した直後の昭和59年11月に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和59年11月に払い出されていることから、申立人は、申立内容のとおり厚生年金適用事業所を退職した直後に国民年金の加入手続を行ったことが確認でき、市の国民年金被保険者名簿から申立期間直前の国民年金保険料は現年度納付していることが確認できる上、申立期間は2か月と短期間であるなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年6月から61年2月まで
② 平成元年7月及び同年8月

私の夫は、昭和56年6月に会社を設立して、夫婦一緒に国民年金に加入した。私は、区役所又は出張所で夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納めてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は2か月と短期間であり、申立人は、昭和62年4月から当該期間直前の平成元年6月までの国民年金保険料を夫婦同一月に現年度納付していることが確認でき、当該期間についても納付書が発行されていたと考えられ、保険料を現年度納付することが可能であったなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続を行った時期についての記憶が曖昧であること、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和61年2月に払い出されており、当該払出時点では、当該期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶は無いと説明している上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年7月及び同年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められ

る。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年1月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年1月まで

私の親は、平成7年4月か5月に、申立期間の国民年金保険料の免除申請手続きをしてきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料の未納期間はなく、平成8年7月以降の免除期間の保険料はすべて追納している。また、申立期間前後の期間は、免除期間となっている上、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人及び世帯主である父親の所得水準に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間直前の平成6年7月から7年3月までの保険料については、当初は未納とされていたが、20年5月に、申立人が所持する町発行の国民年金被保険者記録により免除されていたことが確認され記録が訂正されるなど、行政側の記録管理が不適切であった状況も見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除申請し承認されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年12月まで

私は、昭和49年1月に会社を退職した後、区役所の出張所で国民年金の加入手続きを行い、以後、国民年金保険料を納めてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和49年4月から同年12月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された51年5月時点では、当該期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能である上、当該期間直後の期間の保険料を過年度納付していることが確認できる。また、申立人は、国民年金の加入手続きを行った51年5月から付加保険料の納付を開始し、同年6月からは保険料を前納しているなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続きを行った時期についての記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された51年5月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は現在所持する国民年金手帳以外の手帳を所持した記憶は無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 7 日から 38 年 9 月 30 日まで
68 歳のころ、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。
脱退手当金が支給されたとする時期は、国民年金保険料を納付しており、脱退手当金の請求手続を行ったことや、受け取った記憶もないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年 1 か月後の昭和 40 年 10 月 25 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、2 回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人が、その当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社本社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成17年12月16日、資格喪失日が18年6月16日とされ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社本社における資格取得日を17年12月16日、資格喪失日を18年6月16日とし、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月16日から18年6月16日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には平成14年4月1日から継続して勤務しており、グループ間で異動はあったが、給与から厚生年金保険料も控除されていたので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届及び被保険者資格喪失届により、平成20年8月8日に申立人が17年12月16日から18年6月16日まで同社の厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。ただし、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により当該期間は年金額の基礎となる被保険者期間にはならないとしている。

これに対し、申立人は、上記期間について年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てているところ、A社から

提出のあった源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人が同社に申立期間勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定しており、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間の源泉徴収簿兼賃金台帳の厚生年金保険料控除額から24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る厚生年金保険被保険者資格取得届及び資格喪失届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年8月8日に提出したことが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年3月6日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を19年10月1日、資格喪失日を20年3月6日とし、標準報酬月額を40円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月25日から20年5月19日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和17年12月8日に入社し、20年9月11日まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している申立期間当時の同僚二人の供述により、申立人がA社に申立期間を含め昭和17年12月8日から継続して勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び同僚が記憶している同じ部署の上司、従業員においては、ほぼ全員、厚生年金保険法施行時である昭和19年10月1日付けで厚生年金保険の加入記録が確認できることから、同社の同部署においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

しかしながら、申立人と一緒に勤務していた従業員は、「昭和20年3月2日に申立人とともにBに疎開した。」と供述しているところ、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿で、証言した従業員は20年3月6日で厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる上、同部署の他の従業員も20年3月ごろに厚生年金保険の資格を喪失していることから、同

社においては、疎開している期間については厚生年金保険の被保険者としなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和19年10月1日から20年3月6日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立人の申立期間のうち、昭和18年4月25日から19年10月1日の期間について、同じ部署の上司は、申立人が18年初めからA社C室でD職として勤務を開始したと供述しており、労働者年金保険法により、当該期間は、労働者年金保険の被保険者でなかったものと認められるほか、同上司も労働者年金保険の被保険者になっていないことが社会保険事務所の記録により確認できる。

また、申立人の申立期間のうち、昭和20年3月6日から同年5月19日の期間については、前述のとおり、同社のほぼ全員が疎開のため厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、かつ、申立人を含めほぼ全員が20年5月19日に同社の厚生年金保険被保険者の資格を再取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和20年3月6日から同年5月19日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和19年10月から20年2月までの期間の標準報酬月額については、19年10月1日にA社の厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる従業員の標準報酬月額から40円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年10月から20年2月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年3月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月17日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。A社B工場から同社本社に異動はあったが、申立期間について継続して勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る履歴書及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和47年3月16日に同社B工場から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年4月の社会保険事務所の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、社会保険事務所への諸届出関係書類が10年間の保存期限を経過しているため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険

事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和63年7月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月30日から同年7月6日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同社には、昭和63年7月5日まで勤務していたので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された特定退職金共済制度支払通知の写し及び雇用保険受給資格者証の写しから、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年5月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事情について聴取できる役員等もおらず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立て期間におけるA社に係る厚生年金保険の資格取得日は、平成18年3月27日とされ、18年3月27日から同年4月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により徴収されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格取得日を18年3月27日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年3月27日から同年4月1日

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同社には、平成18年3月27日から勤務していたので(平成18年7月から休職中)、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、A社から提出されたタイムカード、振替伝票及び賃金台帳並びに同僚の供述により、申立人は、同社に平成18年3月27日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により徴収されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額については、平成18年4月の社会保険事務所の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年6月4日に申立てに係る資格取得訂正願を提出していることが確認できることから、

社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和55年5月21日に、資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、申立期間における標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月21日から同年7月1日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同社を含むグループ企業には継続して勤務しており、B社からA社に異動した後も保険料は控除されているので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社を含むグループ企業の総務担当者及び同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間に同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和55年4月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていない可能性があることを回答している上、申立人に係る資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が、申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年5月及び同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年7月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、43年7月から44年10月までは6万円、同年11月から45年9月までは5万2,000円、同年10月から46年9月までは10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月2日から46年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間の保険料控除が確認できる給与明細書等があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録は無いが、給与明細書及び源泉徴収票により、申立人が申立期間にA社に継続的に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年7月から46年9月までの給与明細書の保険料控除額から、43年7月から44年10月までは6万円、同年11月から45年9月までは5万2,000円、同年10月から46年9月までは10万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和46年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないが、同社の事業主は、同社については、元B社の役員が中心となり設立したC業務を行う株式会社であったと供述しており、このことは、社会保険事務所のB社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、昭和43年7月2日に申立人を含む5人

が被保険者資格を喪失している記録があることからもうかがわれ、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡しており、不明であるが、申立期間において、A社は適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出のあった人事記録登録コード台帳及び申立人から提出のあった源泉徴収票から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和49年4月1日にA社C支社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和49年2月の社会保険事務所の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていなかったこと及び保険料を納付していないことを認めていることから、事業主が資格喪失日を昭和49年3月31日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付し

た場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月25日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和43年4月1日に同社に入社し、申立期間内に関連会社のC社に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の在籍証明書及び社員台帳並びに事業主の供述から、申立人が、A社及び関連会社C社に継続して勤務し（昭和48年4月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年2月の社会保険事務所の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、社会保険事務所の記録では、申立人と同様に昭和48年4月1日にC社で資格を取得した従業員9名全員が、A社の資格喪失日は申立人の資格喪失日と同日の同年3月25日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付される

べき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、39年7月は2万4,000円、同年8月から40年1月までは3万円、同年2月から同年4月までは3万6,000円、同年5月は2万2,000円、同年6月は3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月31日から40年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間についても、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社における申立人の上司の供述から、申立期間に申立人が同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該上司及び同僚は申立期間に申立人と同じB業務に参画し、その間、A社から給与が支払われていた旨供述しており、当該上司から提出された申立人の昭和40年2月から同年6月までの期間の給与明細書の下書きに、厚生年金保険料の記載があることから、当該期間に給与から厚生年金保険料が控除されていたと考えられる。

一方、社会保険事務所の保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日に係る記録は当初、昭和40年6月1日と記録されていたところ、41年1月5日付けの処理において、39年7月31日へさかのぼって訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所における訂正前の記録から、39年7月は2万4,000円、同年8月から40年1月までは3万円とすることが妥当である。さらに、申立期間のうち昭和40年2月から同年6月までの期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、上記給与明細書の下書きにおいて確認できる保険料控除額から、昭和40年2月から同年4月までの期間については3万6,000円とし、同年5月は2万2,000円、同年6月は3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人同様、資格喪失日をさかのぼって訂正されている他の被保険者(4名)が確認でき、当該被保険者は、申立期間に申立人と同じB業務に参画していた同僚(4名)であり、事業所から上記訂正処理に係る届出書の提出がなければ、社会保険事務所が当該B業務に参画していた者のみを訂正することはできないことから、事業所から当該訂正に係る届出がなされ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和40年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月17日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった辞令から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和40年8月1日に同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和40年6月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は会社が分社化した時期であるが、昭和40年4月1日にA社に入社以来、定年までグループ会社で継続して勤務したので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった申立人に係る人事記録及び雇用保険の加入記録から、申立人は、A社及び関連会社C社に継続して勤務し（昭和40年10月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年8月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

さらに、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期にA社からC社に異動した同僚数十名に同様な被保険者期間の欠落が見られることから、事業主の届出誤りが推測され、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期

間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月30日から同年11月21日まで
ねんきん特別便では、A社の資格喪失日が昭和54年9月30日になっている。同社には同年11月20日まで勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間を含み昭和54年11月20日まで、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社の代表取締役によると、同社は、申立期間当時経営状況が思わしくなく、事業自体は継続させていたものの、同年11月20日ごろまでに大半の従業員を退職させ、それまでの間に引き続き同社に勤務していた者については、従前と同様に給与等から厚生年金保険料を控除していたと供述している。

さらに、申立人は、昭和54年11月20日に最後の給与を受け取ってからA社を退職し、退職日の翌日から国民年金に加入したと供述しているところ、社会保険事務所の記録では、申立人は、同年11月21日から国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できることから、当該申立人の供述と上記事業主の供述は一致しており、不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年8月の社会保険事務

所の記録から 11 万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和 54 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。しかし、申立期間前の同社は法人事業所で、当時 5 人以上の従業員が常時勤務していたことが確認されたことから、申立期間についても当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資格喪失届等の資料を破棄したことから確認できないが、納付していないと思うとしており、また、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和51年12月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月5日から52年1月6日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社B支店から同社への異動はあったが、同社に継続して勤務し厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年1月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主はA社が再編された平成6年以前の資料が残っていないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

社会保険事務所のA社に係る被保険者記録では、申立人は、申立期間の平成11年12月1日から12年1月1日までの期間は、被保険者となっているものの、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされているが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を平成11年12月1日とし、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月1日から平成12年1月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会をしたところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたのは確かなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保管する賃金台帳から判断すると、申立人はA社に平成11年12月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、賃金台帳の保険料控除額及び平成12年1月の社会保険事務所の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成14年10月21日に、事業主が平成12年当時に事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行ったものであることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成11年12月の

保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月26日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年4月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和55年6月26日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日を昭和55年6月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成2年8月31日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格喪失日を平成2年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成10年4月28日から同年5月7日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD社における資格取得日を平成10年4月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 昭和43年4月26日から同年5月1日まで
② 昭和55年6月26日から同年7月1日まで
③ 平成2年8月31日から同年9月1日まで
④ 平成10年4月28日から同年5月7日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間①のA社、申立期間②のB社、申立期間③のC社及び申立期間④のD社についてそれぞれ保有している給与明細書で厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人が提出した給与明細書により、申立人が昭和43年4月26日からA社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書の報酬額から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く、不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の申立期間①に係る当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②については、雇用保険の記録及び申立人が提出した給料支払明細書により、申立人が昭和55年6月26日からB社に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給料支払明細書の報酬額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く、不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の申立期間②に係る当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料

及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間③については、雇用保険の記録及び申立人が提出した給料支払明細書により、申立人が平成2年8月31日までC社に継続して勤務し、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、給料支払明細書の報酬額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間③の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く、不明であるとしているが、事業主が社会保険事務所宛てに届け出た厚生年金被保険者資格喪失届の資格喪失日が平成2年8月31日となっていることから、社会保険事務所は、申立人の平成2年8月の保険料の納入告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該保険料を納付義務する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間④については、雇用保険の記録及び申立人が提出した給料明細書により、申立人が平成10年4月28日からD社に継続して勤務し、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、給料明細書の報酬額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立期間④の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の申立期間④に係る当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成15年5月1日、資格喪失日が16年3月1日とされ、当該期間のうち、16年2月24日から同年3月1日までの申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を平成16年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年2月24日から同年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間も含め平成16年2月29日まで継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、雇用保険の記録及びA社から提出のあった出勤簿により、申立人がA社に平成16年2月29日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及び平成16年1月の社会保険事務所の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年11月4日に、社会保険事務所に対して訂正

の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る16年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月25日及び同年12月17日は71万8,000円、17年7月15日及び同年12月26日は72万4,000円、18年7月31日は73万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成16年8月25日
②平成16年12月17日
③平成17年7月15日
④平成17年12月26日
⑤平成18年7月31日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間①、②、③、④及び⑤にA社から支給された賞与に係る記録が無い旨の回答をもらった。当該期間について、賞与からの厚生年金保険料の控除事実等が確認できる賞与明細書を提出するので、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった賞与明細書等により、申立人は、平成16年8月25日、同年12月17日、17年7月15日、同年12月26日及び18年7月31日に、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①及び②は71万8,000円、申立期間③及び④は72万4,000円、申立期間⑤は73万円

とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①、②、③、④及び⑤の賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主と連絡が取れないため確認できないが、申立期間以前に賞与支払届の記録がある被保険者 29 人のうち、申立人と同様に平成 16 年 8 月以降の記録が無い被保険者が 26 人確認できることから、事業主から当該社会保険事務所に対して、賞与に係る適正な届出がなされていないと認められ、申立人の当該期間に係る賞与支払届の提出は行われていなかったものと考えられる。

その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①、②、③、④及び⑤の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和47年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月21日から同年12月21日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、同社には昭和36年4月1日から当該期間も含めて継続して勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社から提出のあった労働者名簿から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和47年12月21日に同社C営業所から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年10月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこ

とから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年1月1日に訂正し、37年12月の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月31日から38年1月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B営業所に勤務していた申立期間について加入記録が無いことが分かった。
しかし、申立期間に係るA社の給与明細書があるので、申立期間当時、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支給明細書から判断すると、申立人は、A社に昭和37年12月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年12月分の給与支給明細書の報酬額及び厚生年金保険料控除額から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、確認できる資料が無く、不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和38年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを37年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保

険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間のうち昭和48年10月30日から49年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を49年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月30日から49年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、A社には昭和49年3月上旬まで勤務しており、申立期間の一部であるが給与明細書もあるので、申立期間当時、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和48年10月30日から49年2月1日までの期間については、雇用保険の加入記録、申立人が所持するA社の給与明細書及び同僚（経理担当者）の供述により、申立人が同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書及び昭和48年9月の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によると、A社は、申立人の資格喪失日である昭和48年10月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理が

なされているが、同社の商業登記簿及び従業員の供述から、申立期間当時も従業員数が5人以上いたことが推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間当時、適用事業所に該当しながら、社会保険事務所に適用事業所の届出を行っていなかったものと認められることから、申立人の昭和48年10月30日から49年2月1日に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

他方、申立期間のうち昭和49年2月1日から同年3月1日までの期間については、雇用保険の加入記録から、申立人は、A社に継続して勤務していたことは認められる。

しかし、A社の代表者は、既に死亡している上、同社は平成14年に解散しており、役員にも連絡が取れないことから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、A社の従業員は、厚生年金保険料は翌月の給与から控除されていたところ、申立人は、同社から給与が支給されたのは、昭和49年2月が最後であったと供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和49年2月1日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を昭和51年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月1日から同年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社本社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間に異動はあったが、同社には継続して勤務しているため、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された人事台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和51年11月1日に同社C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年12月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主がA社本社に係る厚生年金保険の資格取得年月日を昭和51年12月1日と誤って届け出たとしていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を昭和51年11月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月15日から同年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社本社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間に異動はあったが、同社には継続して勤務しているため、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにB社から提出された人事台帳及び在職証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和51年11月15日に同社C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年12月の社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主がA社本社に係る厚生年金保険の資格取得年月日を昭和51年12月1日と誤って届け出たとしていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和57年4月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月26日から同年5月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社B工場に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間に異動はあったが、同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された人事台帳から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和57年4月26日に同社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和57年5月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管している厚生年金保険被保険者資格取得届の写しに申立人のA社B工場に係る資格取得年月日が昭和57年5月1日と記載されていることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格取得日として誤って届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成4年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年4月については32万円、同年5月については38万円、同年6月については41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から同年7月1日まで

A社を退職した平成14年の春に、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、同社に勤務していた申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間に係る給与明細書があるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録(B基本台帳)及び申立人が所持する給与明細書により、申立人は、同社に平成4年3月21日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

このため、申立期間の標準報酬月額については、平成4年4月から同年6月までの給与明細書の総支給額から、平成4年4月については32万円、同年5月については38万円、同年6月については41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、これを確認できる資料が残っていないことなどから不明としているものの、申立人のC厚生年金基金における被保険者資格の取得日が、厚生年金保険の被保険者資格の取得日と同じであることが確認できるところ、同基金及び社会保険庁の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 1 日から 36 年 2 月 1 日まで
平成 20 年 4 月に、社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給されている旨の回答をもらった。
しかし、脱退手当金が支給されたとされる当時、そのような制度があることを知らなかったし、脱退手当金を受給した記憶も無い。
このため、申立期間について、厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年後の昭和 37 年 1 月 25 日に支給されたこととなっているほか、脱退手当金の支給対象となる事業所の被保険者名簿に記載されている女性従業員のうち、脱退手当金の受給要件を満たす 9 名について、その支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録のある者は 3 名と少なく、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿の氏名は、現在まで変更処理がなされていないとともに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名も昭和 61 年まで変更処理がなされていないことが確認でき、脱退手当金が支給された当時は旧姓のままであったことから、申立期間に係る脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は 36 年 3 月 * 日に婚姻し、改姓していることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い上、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と 401 円相違している。
これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間

に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険の資格喪失日は、平成6年4月16日と認められることから、同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月15日から同年4月16日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤めていた期間の最後の1日が空白になっているとの回答をもらった。会社も事務手続上の誤りだと認めているので、厚生年金の被保険者期間の空白期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びB社から提出された職員名簿により、申立人は、昭和59年4月1日からA社に継続して勤務し、平成6年4月16日にC社に異動したことが確認できる。

また、B社は、同社がC社の関連会社であり、申立人が1日の空白もなく継続して勤務していることは間違いなく、申立人の厚生年金保険の空白期間は、事務手続上の誤りと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は平成6年4月16日と認められる。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、当時、社会保険庁の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は申立期間のうち平成元年11月1日以降の期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を元年11月1日に訂正し、申立期間のうち同年11月に係る標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の平成元年11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。平成元年10月1日から7年10月2日までA社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、雇用保険の記録及び事業主の供述により、申立人は申立期間のうち、平成元年11月1日から同年12月1日までの期間について、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち平成元年11月1日以降の期間に係る標準報酬月額については、給与明細書及び元年12月の社会保険事務所の記録から41万円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁の記録によると、A社が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成元年12月1日であるが、商業登記簿謄本により、同年4月1日に法人として設立していることが確認できることから、同社は同日から

厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の平成元年 11 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

他方、申立期間のうち平成元年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間については、雇用保険の記録及び事業主の供述により、申立人が A 社に勤務していたことは認められるものの、申立人から提出された給与明細書によると、当該期間の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。また、事業主及び経理担当者は、申立人に関する資料が残っていないため、当該期間について申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかどうかは分からないとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち平成元年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成4年6月1日、資格喪失日が14年1月1日とされ、当該期間のうち、13年12月31日から14年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を14年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 12 月 31 日から 14 年 1 月 1 日まで

A社において、平成4年6月1日から13年12月31日まで勤務したが、会社の届出ミスにより、13年12月31日に資格喪失となっていた。既に会社から訂正届が出されているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びにA社から提出のあった賃金台帳及び在職証明書により、申立人が申立てに係る事業所に平成13年12月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬

月額のうちいずれか低い方の額を認定することになる。

このため、申立人の標準報酬月額については、申立期間に係る当該賃金台帳から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年10月3日に、事業主が平成13年当時に事務手続きを誤ったとして、訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る13年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成16年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年10月31日から同年11月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。
厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び事業主の供述により、申立人が申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が平成16年10月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月30日から同年10月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間について1か月の空白期間が生じていた。しかし、A社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに事業主及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和42年10月1日にA社B支店から本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年8月の社会保険事務所の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和43年4月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月26日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、昭和42年3月13日からA社に継続して勤務した期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、昭和43年4月26日付けで本社からC工場に異動したが継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された回答書、社員名簿及び失業保険被保険者転入届受理通知書並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和43年4月26日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年5月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届の誤りを認めていることから、事業主が昭和43年5月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月1日から63年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が16万円となっている回答をもらった。申立期間に給与が下がった記憶もないので、初任給と同額の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答書及び申立人から提出のあった同社に係る昭和62年分の源泉徴収票により、申立期間のうち、昭和62年10月から同年12月までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、申立期間のうち、昭和63年1月から同年9月までの期間については、A社及び当時の給与計算受託者のいずれも「給与の減額は一切行っていない。」との回答をしていることから、62年度の定時決定時の標準報酬月額に変更が無いものと推認される。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和62年分の源泉徴収票の保険料控除額及び昭和62年9月の社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料は保存期間の経

過により廃棄して提出できないが、当時の手続に誤りは無いとの理由から、納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成3年10月から同年12月までの期間については34万円、平成4年1月から同年12月までの期間については41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から5年1月15日まで
社会保険事務所の記録では、A社に勤務した期間のうち、平成3年10月1日から5年1月15日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額より著しく低額に訂正されている。申立期間の標準報酬月額を訂正前の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から判断すると、申立人は、申立期間もA社に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成3年10月から同年12月までの期間については34万円、4年1月から同年12月までの期間については41万円とされていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（5年6月20日）の後の同年7月28日付けで、申立人を含む6名について、いずれも3年10月以降の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して11万円に減額処理されている。しかし、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（平成3年10月から同年12月については34万円、4年1月から同年12月については41万円）とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年5月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月29日から同年5月20日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。同社には、昭和34年5月から平成5年3月まで継続して勤務しており、厚生年金保険の未加入期間があるのは納得できないので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社本社は昭和37年5月20日に厚生年金保険の適用事業所となり、同時期に同社の他支店から同社本社に異動した6名全員は、同年5月20日付けで同社の他支店において資格喪失し、同日に同社本社で資格取得していることから、申立人においても同社本社が適用事業所となるまでの期間は、異動前の事業所において、被保険者資格を有していたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年3月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事

情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月31日から37年1月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。申立期間に工場から本社への異動はあったものの、同社に継続して勤務していたので、申立期間も被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の一部門の分社化により設立されたD社が保管する「社員台帳」から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和37年1月1日に同社C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年11月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和37年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを36年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険

料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を<訂正後標準賞与額>(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年9月25日
② 平成16年3月25日
③ 平成16年9月30日
④ 平成17年9月15日

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与支給控除一覧表により、申立人は、平成15年9月25日、16年3月25日、同年9月30日及び17年9月15日に、同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、各申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給控除一覧表における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、<訂正後標準賞与額>(別添

一覧表参照) とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	訂正後標準賞与額
2705	女		昭和26年生		平成15年9月25日	26万円
					平成16年3月25日	30万円
					平成16年9月30日	30万円
					平成17年9月15日	32万円
2706	女		昭和31年生		平成15年9月25日	78万円
					平成16年3月25日	50万円
					平成16年9月30日	78万円
					平成17年9月15日	57万4,000円
2707	女		昭和30年生		平成15年9月25日	23万円
					平成16年3月25日	26万円
					平成16年9月30日	26万円
					平成17年9月15日	30万円
2708	女		昭和35年生		平成15年9月25日	26万円
					平成16年3月25日	28万円
					平成16年9月30日	26万円
					平成17年9月15日	30万円
2709	女		昭和36年生		平成15年9月25日	21万円
					平成16年3月25日	23万円
					平成16年9月30日	22万円
					平成17年9月15日	25万円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を昭和62年8月から63年12月までは28万円、平成元年1月から同年3月までは38万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年8月1日から平成元年4月1日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。当時の給与支払明細書があるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間において、社会保険事務所の記録にある標準報酬月額以上の保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、昭和62年8月から63年12月までは28万円、平成元年1月から同年3月までは38万円とすることが妥当である。

おって、申立人が所持する給与明細書は申立期間すべての期間ではないが、申立人は、給与の支給額が変更された月（昭和61年8月、62年1月、同年8月、63年7月及び平成元年1月）のみ保存していたとしているところ、当該給与明細書により給与支給総額及び厚生年金保険料の控除額が変動していることが確認できることから、残余の期間の給与支給総額及び保険料の控除額を推認するにたるものであると判断する。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、給与明細書において確認できる保険料

控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間のうち、昭和44年7月31日から同年9月1日までの期間については資格喪失日が同年9月1日、45年1月10日から同年4月30日までの期間については資格取得日が同年1月10日、資格喪失日が同年4月30日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の資格喪失日及び取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年7月及び同年8月は6万円、45年1月から同年3月までは7万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月31日から同年9月1日まで
② 昭和45年1月10日から46年4月30日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間について、雇用保険の加入記録及び従業員の供述から判断すると、申立人は、当該期間において、A社に勤務していたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格について、申立期間①については、当初、昭和44年9月1日に喪失と記録され、申立期間②については、当初、45年1月10日に取得と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（昭和44年7月31日）の後の45年4月30日に、さかのぼって同年1月10日の資格取得日を取り消し、44年9月1日の資格喪失日を同年7月31日とする訂正処理が行われている。

また、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿では、申立人と同様、昭和45年4月30日に同年1月10日の資格取得日を取り消し、44年9月1日の資格喪失日を同年7月31日とする訂正処理が行われた従業員が26人確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、申立期間①の昭和44年7月31日を資格喪失日とした処理を行う合理的な理由は無く、申立人の資格喪失日は当初記録されていた同年9月1日であると認められ、申立期間②のうち、45年1月10日の資格取得日の記録を取り消す合理的な理由は無く、申立人の資格取得日は当初記録されていた同年1月10日であると認められ、資格喪失日は、申立人の資格喪失日をさかのぼって処理した同年4月30日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年6月の社会保険庁のオンライン記録から、6万円とし、申立期間②のうち、45年1月から同年3月までの期間の標準報酬月額については、同様に同年1月の社会保険事務所の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち、昭和45年4月30日から46年4月30日までの期間については、社会保険事務所のA社に係る厚生年金被保険者名簿では、既に厚生年金保険の適用事業所には該当していないことが確認でき、当該期間において申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間②のうち、昭和45年4月30日から46年4月30日までの期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②のうち、昭和45年4月30日から46年4月30日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年3月31日から53年2月13日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、昭和53年2月13日であると認められることから、資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和52年3月の標準報酬月額は、12万6,000円、同年4月から同年9月までは15万円、同年10月から53年1月までは18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月31日から54年3月31日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和51年8月から継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、A社に昭和51年6月26日から54年5月31日まで勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険事務所の記録では、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を昭和51年8月1日に取得し、当初、53年3月31日に喪失と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（52年3月31日）の後の53年2月13日に、さかのぼって52年3月31日を喪失日とする不自然な記録の訂正が行われている。

また、社会保険事務所の記録では、昭和52年3月1日に被保険者資格を取得した従業員4人のいずれも、申立人と同様、53年2月13日に、資格喪失日を52年3月31日（全喪日）とする記録の訂正が行われていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所において、このように、さかのぼって訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和52年3月31日から53年2月13日までの期間は、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日の記録訂正に係る記録が有効なものとは認められないことから、

資格喪失日を、さかのぼって訂正処理が行われた 53 年 2 月 13 日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 52 年 3 月は申立人の A 社における同年 2 月の社会保険事務所の記録から 12 万 6,000 円、同年 4 月から同年 9 月までは同社の被保険者名簿における同年 4 月の随時改定の記録から 15 万円、同年 10 月から 53 年 1 月までは当該名簿における 52 年 10 月の定時改定の記録から 18 万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和 53 年 2 月 13 日から 54 年 3 月 31 日までの期間については、A 社が既に適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主は死亡しており、同社の清算人である事業主の妻に対して、申立人の申立期間当時の勤務実態や厚生年金保険料の控除等について照会したが、協力が得られないため、当時の状況が不明であるなど、当該期間において、申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる事情が見当たらない。

さらに、昭和 53 年 2 月 13 日から 54 年 3 月 31 日までの期間において、昭和 52 年 3 月 1 日に資格取得した従業員 4 人は、いずれも厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 53 年 2 月 13 日から 54 年 3 月 31 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から同年5月1日まで

A社B支店に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同社には、昭和42年4月1日から勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びC社から提出された申立人に係る社員経歴簿から、申立人が、同社に昭和42年4月1日から勤務していることが確認できる。

さらに、C社は、上記の社員経歴簿から、申立人が昭和42年4月1日に同社に入社していることは明らかであり、本来、同日付で厚生年金保険の被保険者資格取得手続を行うべきところを、当時の事務担当者が誤って同年5月1日付けで資格取得手続を行ったものであり、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料を控除していたと思うと供述しており、このことは、申立人と同期入社と同僚3名が、同年4月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから裏付けられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社B支店に勤務し、同期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年5月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の担当者が申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成3年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月30日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出されている申立人に係る退職証明書により、申立人は、同社に平成3年3月31日まで継続して勤務していたことが認められ、また、同社の現在の社会保険事務担当者が「現在も申立期間当時も月末に退職する者については、退職月の厚生年金保険料も控除している」と供述していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成3年2月の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A社から提出された健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が申立人に係る資格喪失日を平成3年3月30日と届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和51年4月1日、資格喪失日が56年1月1日とされ、当該期間のうち、55年12月29日から56年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を56年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月29日から56年1月1日まで

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入期間が無い。同事業所には、申立期間に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された申立人に係る人事記録及び退職願並びに照会回答結果から判断すると、申立人が、同事業所に昭和55年12月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年11月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から平成9年5月30日に、健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届により申立人の資格喪失日が昭和56年1月1日に訂正されていることから、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、A社における資格喪失日は、昭和50年11月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、16万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月31日から平成5年10月31日まで
社会保険事務所に厚生年金の加入状況を照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和35年4月から平成5年10月31日まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和50年5月31日となっているが、申立期間当時の事業主及び同僚の供述により、申立人は、同年12月末まで同社に社員として勤務していたことが推認できる。

また、前述の被保険者名簿には、A社が、昭和50年5月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨が記録されているが、同日付けで資格を喪失した18人のうち8人については同年10月の算定記録を取り消した形跡があり、ほかの5人については同年6月1日以降の日付で記録されていた資格喪失日が訂正された形跡が確認できる。さらに、いずれの被保険者についても、同社が適用事業所でなくなった日(昭和50年5月31日)以降の51年2月24日に資格喪失届あるいは喪失日訂正の届出をさかのぼって受け付けた旨が記載されているが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、A社の申立期間当時の事業主は、社会保険事務所の職員から数か月分の厚生年金保険等の保険料を滞納した場合には、厚生年金保険を脱退するようと言われたことから、昭和50年10月又は11月ごろにすべての従業員に対し、社内外注の契約で残るか又は社員として残っても厚生年金保険には加入させないので、国民年金、国民健康保険に加入するようにと頼んだ旨の供述をしており、従業員のうち二人がその時期に事業主から説明を聞いたと

の供述をしている。

さらに、申立人が保管しているA社発行の昭和50年分の源泉徴収票に記載されている社会保険料の控除額は、給与の総支給額に対して、当時の保険料率から控除されるべき11か月分の社会保険料の合計金額とおおむね一致する。

加えて、当時の経理担当者が、各月の厚生年金保険料は翌月に支払う給与から控除していたと供述していること等から、申立人は、A社において昭和49年12月から50年10月までの11か月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和50年5月31日に資格を喪失した旨の記録訂正は有効なものとは認められない。また、申立人は、同年11月から国民年金に加入し、その保険料を納付していることから、同年10月までは厚生年金保険に加入していたものと推認でき、申立人の資格喪失日は、同年11月1日であると認められる。

なお、標準報酬月額については、社会保険事務所の申立人に係る訂正前の記録から昭和50年5月から同年10月までは16万円とすることが必要である。

次に、申立期間のうち、昭和50年11月1日から同年12月31日までの期間については、A社の事業主及び当時の従業員の供述から、申立人が同社に社員として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料は無い上、前述のとおり、事業主からの昭和50年10月又は11月ごろの要請及び申立人の国民年金保険料の納付等から、事業主が当該期間の厚生年金保険料を申立人の給与から控除していた可能性は低い。

また、昭和51年1月1日から平成5年10月31日までの期間（昭和58年6月1日から同年8月10日までの期間を除く）については、申立人自身が昭和51年1月1日から社内外注（請負）契約になったことを認めており、事業主は、申立人が社内外注契約で平成5年ころまで業務に従事していたことを供述しており、複数の従業員も同様の供述をしている。これらのことから、申立人は当該期間において、A社の従業員として厚生年金保険には加入しておらず、保険料控除はされていなかったものと考えられる。

さらに、昭和58年6月1日から同年8月10日までの期間については、事業主の供述に加え、申立人が保管しているA社発行の昭和58年分の源泉徴収票に、同年6月1日就職、同年8月10日退職の旨が記載されていることから、申立人が当該期間において同社で勤務していたことは確認できるものの、当該源泉徴収票には社会保険料の控除額については記載されていない。

このほか、申立人が、昭和51年1月1日から平成5年10月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうち、昭和50年11月1日から平成5年10月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年6月1日から同年7月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和26年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月30日から22年5月1日まで
② 昭和26年6月1日から同年7月5日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②について加入の事実が無い旨の回答を得た。昭和21年5月に同社B工場に入社し、26年6月1日付けで同社本社へ異動となったが、平成3年に退職するまで同社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の雇用保険の加入記録、A社の従業員台帳及び同社所有の被保険者名簿（連記式）の記録から、申立人は同社に継続して勤務し（昭和26年6月1日に同社B工場から同社本社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、昭和26年7月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の総務担当者が、申立人がB工場から本社に異動した時期で、それぞれの事業所で行った厚生年金保険の資格の届出（B工場における資格喪失届及び本社における資格取得届）に誤りがあったものと思ふとし、さらに、申立期間の保険料は納付していない旨の供述をしていることから、事業主は、社会保険事務所の記録どおり、同社本社における資格取得日を昭和26年7月5日として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、

申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、A社の従業員台帳の記録から、申立人の入社日が昭和21年5月10日であることが確認でき、当該期間のうち一部の期間について、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社の総務担当者は、申立期間①当時は正社員のみを厚生年金保険に加入させていたところ、申立人は、入社当初、臨時雇用であったため加入させておらず、昭和22年5月1日に正社員となった時点から加入させた旨を供述している。

なお、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入期間が無いことについて、申立人は、本件申立てを行うより前の平成2年当時にA社に対して調査を申し入れた経過があり、同社が申立人に対して調査結果を回答した文書「厚生年金保険加入取扱いの件」が同社から参考資料として提出されているところ、当該文書中にも、申立人の経歴が、昭和21年5月10日に臨時雇用として採用、(その後、試傭・練習期間を経て)22年5月1日に正規従業員となったと考えられる旨と、「厚生年金加入に関しては、臨時雇用は加入対象にはなっておらず、必然的に貴殿の社会保険加入資格は昭和22年5月度から発生します」と記載されている。

さらに、社会保険事務所のA社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている従業員に対して入社日等を聴取した結果、資格取得日が入社日より後の日付となっているものが複数確認できる上、そのうち昭和26年9月6日付けで資格を取得している従業員一人(供述内容からその入社時期は昭和24年ごろと推測できる)は、最初の1年間は臨時雇用だったと供述している。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から48年6月まで

私は、結婚後、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。加入手続の際、区の職員から、さかのぼって未納分の保険料を納付できると聞き、そのころ、夫婦二人分の保険料をさかのぼって一括納付した記憶がある。また、その後に、もう一度、預金を下ろして、保険料をさかのぼって一括納付したことも記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入時期及びさかのぼって保険料を納付した時期、納付した期間、納付場所等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人が、2回目にさかのぼって納付したと主張する金額は、申立人の夫の特殊台帳の記録から、昭和50年11月に納付したことが確認できる夫の第3回特例納付で納付した期間の保険料額とおおむね一致するなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号は、昭和50年5月ごろに夫婦連番で払い出されており、その時点で、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月から5年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、私が20歳のころ、亡父が国民年金の加入手続を行って納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付手続に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成10年2月ごろの時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から43年3月まで

私が結婚するまでの国民年金保険料は、父か長兄が国民年金の加入手続きを行い、父母又は長兄が、長兄夫婦、長姉及び次兄の保険料と一緒に納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父母及び長兄が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父母及び長兄から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の父母及び長兄が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和44年8月ごろに払い出されており、その時点で申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から51年6月まで

私は、区役所で国民年金の加入手続を行った際、区の職員から勧められ、預金を下ろして、さかのぼって国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿・確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入時期及びさかのぼって保険料を納付した期間に関する記憶が曖昧であり、また、申立人は、昭和51年7月から53年3月までの保険料を過年度納付しているところ、さかのぼって保険料を納付したことは一回だけであり、特例納付をしたことはないと供述するなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和53年9月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人は、現在所持している年金手帳以外に手帳を交付された記憶はないと供述するなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
基礎年金番号 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月から6年3月まで

私は、昭和56年3月ごろ、国民年金の加入手続をし、60歳になるまで国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時毎月1万500円を納付書により郵便局で納付し、納付額を確定申告書に記載していたと説明しているものの、申立人が所持する平成4年分から7年分の確定申告書には、国民年金保険料の内訳が無い上、記載されている社会保険料控除額から申立人の国民健康保険料を試算して控除した金額は、申立人が確定申告書に記載したとする期間のうち納付済みと記録されている期間の保険料の合計額におおむね一致することから、申立期間の保険料の金額は含まれていないと考えるのが自然であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から45年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から45年1月まで

私の夫は、昭和50年に36年4月から45年1月までの夫婦二人分の国民年金保険料を第2回特例納付により納付した。私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人及びその夫の第2回特例納付による納付済み期間は、夫婦それぞれが、昭和49年1月から60歳まで保険料を納付した場合に、国民年金の受給資格を満たすために必要な納付月数を3か月超える納付月数となっていることから、申立人の夫は、納付済みと記録されている36年4月から43年1月までの申立人の保険料及び36年4月から45年1月までの自身の保険料を第2回特例納付により納付したと考えるのが自然であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの期間、52年1月から53年3月までの期間、53年7月から60年3月までの期間及び61年1月から62年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から46年3月まで
② 昭和52年1月から53年3月まで
③ 昭和53年7月から60年3月まで
④ 昭和61年1月から62年2月まで

私は、昭和36年4月から私と当時婚姻していた夫それぞれが60歳になるまでの夫婦二人分の国民年金保険料をすべて納付してきた。申立期間の私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付したとする保険料の金額の記憶が曖昧であり、申立人が保険料を納付したとする当時婚姻していた申立人の夫も、申立期間の大部分が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から52年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から52年5月まで

私は、会社を退職した昭和45年に国民年金の加入手続を行い、60歳になるまで、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、加入手続をした場所を憶えておらず、申立期間直後の昭和52年6月に初めて国民年金被保険者となったと記載された国民年金手帳以外に国民年金手帳を所持していたことはないことを説明しており、加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である上、納付したとする保険料の月額は、申立期間直後の納付済み又は還付と記録されている52年6月から53年3月までの保険料額とおおむね一致しており、申立期間の大部分の保険料額と大きく相違しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳において、昭和52年6月に国民年金の任意加入資格を取得していることが確認でき、制度上申立期間の保険料をさかのぼって納付できず、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から51年3月まで
私の国民年金は、20歳の時、母が加入手続と保険料の納付をしてくれた。上京後しばらくして母から引き継ぎ、自分で銀行から保険料を納付した。グリーン色の手帳があったことも記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の転居した先での住所変更の手続、保険料の納付時期、納付場所、納付方法、納付金額等の記憶は曖昧ある上、母親から加入手続及び納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人及び母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和52年8月時点では、申立期間の過半は時効により納付ができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月から55年3月まで

妻は、私が退職する前に、国民年金に加入し、私は退職後すぐに国民年金に加入した。その後、私たち夫婦は国民年金、厚生年金保険と同じ経緯をたどってきて、配偶者は国民年金加入期間のすべて保険料が納付済みで、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の、国民年金の加入手続の時期、保険料の納付時期、納付場所、納付金額の記憶は曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和50年6月の会社退職後すぐに国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は国民年金手帳記号番号払出簿により55年4月に払い出されていることが確認でき、その時点では、特例納付及び過年度納付が可能であるが、申立人は、当該期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶がない上、申立人には、別の国民年金手帳を所持していた記憶もないなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4862

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年10月まで
国民年金制度ができたので、母が私の国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続をした時期、申立期間の保険料及び国民年金手帳などの申立人の記憶は曖昧である上、申立人の母親から加入手続や納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの期間、60年7月から61年9月までの期間及び62年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年1月から同年3月まで
② 昭和60年7月から61年9月まで
③ 昭和62年4月から同年9月まで

私は、昭和60年10月ごろ、集金に来た人に国民年金保険料を納付し、その後は、金融機関の口座振替により納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付したとする保険料の金額、納付時期及び納付場所等の記憶が曖昧である上、申立人の夫も国民年金に未加入であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和62年7月の時点では、時効により保険料を納付できない期間であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含め総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年11月から12年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月から12年8月まで

私の母は、私が平成12年に就職が決まったころに自宅に来た市の推進員から私の国民年金保険料について納付勧奨を受け、区役所内の金融機関で保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする母親は、申立期間の保険料額等に関する記憶が不明確である。また、申立人は、20歳到達により基礎年金番号が付番されており、申立人の母親が、市の推進員から申立人の未納期間の保険料を納付するよう勧奨されたとする説明は当時の市の未納者に対する取組状況と一致するものの、母親が保険料を母親自身及び父親の金融機関の預金及び生命保険会社からの借入れなどにより用意したとする説明については、母親及び父親の預金口座からまとまった金額の出金記録が確認できないなど、母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から60年3月まで

私が20歳の時は、まだ短大生で収入が無かったため、母は私の国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付してくれていた。また、私は短大卒業後に、劇団に入団したものの収入が少なかったため、結婚するまでは母が代わりに私の保険料を母の分と一緒に自宅に来る集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、母親は、国民年金の加入手続及び保険料額等に関する記憶が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和60年6月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、母親は保険料をさかのぼって納付したことは無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年2月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年2月から62年3月まで

私は、父親から国民年金に加入するようと言われていたが、20歳の時は収入が少なく加入できなかった。22歳になり給料が増えたので区役所に相談に行ったところ「2年間さかのぼって保険料を納めれば大丈夫だ」と職員から言われたので2年分の納付書を作成してもらい、貯金を下ろして一括で納付し、その後も送付される納付書で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成元年4月時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、現在所持している年金手帳の他に別の手帳を所持していた記憶はないと説明しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月及び4年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年1月
② 平成4年5月

私は、夫が会社を退職した都度、市役所窓口で国民年金の加入手続を行い、その場で国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続及び納付したとする保険料金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、当該期間は、平成7年2月に申立人の夫の厚生年金保険加入期間との関連で資格得喪記録が追加されたことにより、第3号被保険者期間から未加入期間に記録整備されたものであり、当該記録整備の時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から5年11月までの期間、6年2月から同年4月までの期間、7年12月から8年1月までの期間及び8年10月から9年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年5月から5年11月まで
② 平成6年2月から同年4月まで
③ 平成7年12月から8年1月まで
④ 平成8年10月から9年1月まで

私は申立期間の国民年金保険料を、納付書に現金を添えて郵便局で納めていたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当初、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたと説明していたが、後に申立人本人が納付していたと訂正するなど、当時の納付状況等に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間については、平成12年1月に資格得喪記録が追加されたことにより、未加入期間から未納期間に記録整備されたものであり、当該記録整備時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は平成12年1月に、申立期間直後の9年12月の保険料を過年度納付しており、この納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認できず、同年1月に付番された基礎年金番号以外に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年10月まで

私は、当時住み込みで働いていた寿司店の店主に「国民年金制度が発足したから加入したらどうか。」と勧められたので国民年金に加入した。国民年金保険料は給料から天引きされ、店主が集金人に納付してくれていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務先の店主が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれていたとする店主から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確であるなど、店主が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金制度発足当初の昭和36年ごろに店主及び同僚とともに国民年金に加入したと説明しているが、店主の国民年金手帳の記号番号払出日は39年9月ごろで、発足当初からは加入していないなど、店主が申立人の加入手続をしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和45年12月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4876

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から50年10月まで
私は、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、納付していたとする保険料の金額の記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年3月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4877

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から49年6月まで

私の妻は、私が昭和44年に会社を退職した後に、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人夫婦は、保険料額の記憶が曖昧である。また、申立人は、申立期間のうち昭和46年10月から48年1月まで、実際に居住していた区とは別の村に住民登録しており、申立人夫婦が居住していた区で保険料を納付することは困難と考えられる上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻も、申立期間の大部分の保険料が未納となっているなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで

私は、昭和44年に、国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料1年分をまとめて金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、昭和49年11月以後に交付された表紙がオレンジ色の国民年金手帳を所持しており、ほかに国民年金手帳を交付されたことはないと説明している上、申立人が納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が申立期間当時居住していた区の納付方法と相違し、申立人が申立期間の保険料を納付したとする金融機関は申立期間当時開設されておらず、申立人が納付したとする保険料の金額は、申立期間の保険料額と異なるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和57年9月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月、40年1月から同年6月までの期間、同年12月から42年3月までの期間及び44年6月から50年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年7月
② 昭和40年1月から同年6月まで
③ 昭和40年12月から42年3月まで
④ 昭和44年6月から50年12月まで

私たち夫婦は、夫婦一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は、申立期間当初に所持していた国民年金手帳や保険料の納付方法、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人夫婦は、昭和53年7月から55年6月まで実施されていた第3回特例納付及び過年度納付により納付済みと記録されている保険料を納付した経緯等を憶えていないと説明しているものの、当該特例納付等により納付された保険料は、納付済み期間及び当時行政側において把握されていた申立人の厚生年金保険加入期間に加えて、60歳まで保険料を納付した場合に、申立人が受給資格期間を9か月超えるよう納付されており、申立人の妻が受給資格期間を13か月超えるよう納付されていることから、申立人夫婦は、当該特例納付及び過年度納付時点で、特例納付及び過年度納付しなければ年金の受給資格期間を満たさないため、受給資格期間を満たすのに必要な納付月数を考慮して、特例納付及び過年度納付したものと考えられるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から42年3月までの期間及び44年6月から50年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から42年3月まで
② 昭和44年6月から50年12月まで

私たち夫婦は、夫婦一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は、申立期間当初に所持していた国民年金手帳や保険料の納付方法、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人夫婦は、昭和53年7月から55年6月まで実施されていた第3回特例納付及び過年度納付により納付済みと記録されている保険料を納付した経緯等を憶えていないと説明しているものの、当該特例納付等により納付された保険料は、納付済み期間及び当時行政側において把握されていた申立人の夫の厚生年金保険加入期間に加えて、60歳まで保険料を納付した場合に、申立人の夫が受給資格期間を9か月超えるよう納付されており、申立人が受給資格期間を13か月超えるよう納付されていることから、申立人夫婦は、当該特例納付及び過年度納付時点で、特例納付及び過年度納付しなければ年金の受給資格期間を満たさないため、受給資格期間を満たすのに必要な納付月数を考慮して、特例納付及び過年度納付したものと考えられるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から51年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から51年2月まで

私は、結婚時の昭和48年2月か3月ごろに、義父から国民の義務だからと言われ、それまで両親が納付してくれた国民年金手帳を持参して任意加入手続を行った。義父と同居時は義父が国民年金保険料を納付してくれ、転居後は自身で保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその義父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が義父母と同居していた期間の保険料を納付していたとされる義父から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人は、義父と別居後は自身で保険料を納付していたと説明しているが、保険料額及び納付時期等の納付状況についての記憶が曖昧である。また、申立人の所持する国民年金手帳には昭和51年3月8日に任意加入した旨の記載があり、申立期間は未加入期間となっているなど、申立人及びその義父が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月

私は、昭和48年2月に国民年金に任意加入した後、国民年金保険料をすべて納付していた。平成19年に60歳到達後の任意加入の申請をした際に、申立期間が未納であることを知らされ、申立期間を含む当時の前納保険料領収書を示した。ところが、平成20年になって、社会保険事務所から当該前納保険料については、昭和49年の保険料額改定に伴い、同年1月及び2月の前納保険料を同年1月分の保険料に充当し、同年2月分の保険料については差額保険料の追加納付がされていないので、同月をみなし免除期間とし、残余の金額分の保険料を還付する旨の通知を受けた。当時追加納付の通知を受けたことはなく、今頃になって、申立期間の保険料がみなし免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収書により、申立人は申立期間を含む昭和48年3月から49年2月までの保険料を48年4月に前納していることが確認でき、オンライン記録から、当該前納保険料については、49年1月に保険料額の改定が行われたことに伴い、同年1月及び2月の前納保険料が同年1月分に充当され、同年2月分の保険料は未納とされたこと、その後平成20年5月に、同年2月分の保険料について差額保険料の追加納付がされていないとして同月をみなし免除期間にするとともに、残余の金額分の保険料を還付する決議が行われたことが確認できる。

保険料額の改定に伴う前納保険料の充当処理に当たっては、差額保険料を納付すべき者に対して、差額保険料を納付すべき期間及び金額等の通知を行うこととされていたが、上記のとおり、追加納付がされなかった場合のみなし免除

期間の表示及び残余额の還付決定が20年5月まで行われなかったことから見れば、申立人に対して差額保険料の納付等の通知が行われなかったものと考えられ、差額保険料の追加納付の機会を失ったものと考えられるが、申立期間に係る差額保険料の追加納付がなされていなければ、納付済み期間とすることはできないこと、申立人は、差額保険料の追加納付はしていないと説明していることなど、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 6 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月から 41 年 3 月まで

私の母は、私の国民年金保険料を母の分と一緒に区の集金人や区の出張所に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 41 年 7 月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月から3年2月まで
私の母は、平成5年4月に申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、母親が、申立期間の保険料を納付したとする平成5年4月時点では、申立期間は時効により納付できない上、母親が所持する「平成5年度版退職会員手帳」の4月23日欄に記載された「2～3年の滞納金116,400円納める」及び4月27日欄に記載された「全部納入」は、納付済みとされている3年3月から4年3月までの保険料を5年4月に納付したことを記載したものと考えるのが自然であるなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年11月から51年6月まで
私の父は、昭和53年に、それまで納付していなかった私の国民年金保険料を納付できることを知り、区役所で私の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年8月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から43年1月までの期間、43年7月から同年10月までの期間、47年1月から48年7月までの期間及び49年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月から43年1月まで
② 昭和43年7月から同年10月まで
③ 昭和47年1月から48年7月まで
④ 昭和49年2月及び同年3月

私の申立期間の国民年金保険料は、母が金融機関で納付していたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び結婚前の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年2月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4897

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から47年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から48年7月まで

私は、昭和37年の春に区役所で国民年金への加入手続を行い、金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入時期、保険料の納付方法等の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和48年8月に国民年金に任意加入することにより払い出されていることから、制度上、保険料をさかのぼって納付することができない上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月から61年3月まで

私は、昭和49年6月に国民年金に加入して以来、国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金保険料の金額、納付方法等の記憶が曖昧である上、申立人の所持する国民年金手帳から、申立人が昭和58年12月に国民年金の被保険者資格を喪失し、61年4月に第3号被保険者になることで国民年金に再加入していることが確認でき、当該被保険者資格の喪失期間は申立期間と一致していることを踏まえると、申立期間は国民年金に未加入であったため、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から48年6月まで

私は、昭和47年に歯科技工所を開業し、翌年、滞納していた国民年金保険料を納付するために、区役所の年金課に出向いたところ、申立期間のうちの3年分を分割で納付すると言われて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち3年分を分割で納付したと申し立てているところ、納付したとする国民年金保険料の金額、納付方法等の記憶が曖昧である上、申立人が所持する年金手帳の国民年金手帳記号番号は昭和50年8月に払い出されたものであり、それ以前の36年4月から37年1月までの保険料が第2回特例納付により納付されていること並びに48年7月以降の保険料が過年度納付及び現年度納付されていることが確認できることを踏まえると、申立人の保険料をさかのぼって3年分を分割で納付したとする主張はこれらの納付に係るものとするのが自然である。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から52年3月まで

私の父は、昭和41年から私の国民年金保険料を納付してくれた。結婚後の保険料は、妻が市役所の移動出張窓口で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親及び申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、婚姻前の保険料を納付したとする父親から当時の状況を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、婚姻後の申立人の保険料を一緒に納付していたとする妻も申立期間の自身の保険料が未納であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年8月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である上、婚姻後に納付していたとする妻は、保険料をさかのぼって納付した記憶はないと説明しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から52年3月まで

私は、会社を退職後の昭和46年に自身で国民年金に加入し、国民年金保険料は、市役所の移動出張窓口で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、会社を退職後の昭和46年に国民年金の加入手続きを行い、保険料を市役所の移動出張窓口で納付していたと説明しているが、申立人が居住していた市では、申立期間のうち昭和47年3月までの間は印紙検認方式による保険料の納付方法が採られていたが、申立人は国民年金手帳に印紙貼付や検認印を受けたことがないと説明しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記の記号番号が払い出された昭和52年8月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は上記以外に年金手帳を受け取った記憶はないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から同年12月までの期間及び60年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年10月から同年12月まで
② 昭和60年10月から同年12月まで

私は、婚姻後、夫婦で国民年金に加入し、申立期間当時は夫婦二人分の国民年金保険料を口座振替で納付していた。口座振替ができなかった時も、役所から送られてきた納付書で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付に関する記憶が曖昧である上、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出され、申立人が一緒に保険料を納付していたとする元夫も、申立期間の保険料が未納であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年3月までの期間及び61年4月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から59年3月まで
② 昭和61年4月から平成元年3月まで

私は、父から国民年金の加入を勧められ、会社を辞めた後に、加入手続きを行い、毎月区役所で国民年金保険料を自分で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、納付したとする保険料額及び納付状況等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年9月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から40年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から40年2月まで

私は、母が兄の国民年金保険料を1年分納付していたことが分かったので、母に私の保険料納付について尋ねたところ、私の保険料も1年分を町会の集金人に納付していたと聞かされた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が当時居住していた区及び所轄社会保険事務所において、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から42年2月まで

私は、母が兄の国民年金保険料を1年分納付していたことが分かったので、母に私の保険料納付について尋ねたところ、私の保険料も1年分を町会の集金人に納付していたと聞かされた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が当時居住していた区及び所轄社会保険事務所において、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年3月から51年9月まで

私は、母から、国民年金に加入し国民年金保険料を納付する義務があると聞いていた。保険料の納付をしてくれていた母は、私の国民年金加入期間に長期間の未納があるとは考えられないと言っている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしたとする母親は、申立期間の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である上、自身の昭和38年7月から同年9月までの期間及び41年7月から48年3月までの期間の保険料を49年から50年にかけて実施された第2回特例納付により納付しており、特例納付するまでは申立期間の自身の保険料は未納となっていたこと、また、申立人と国民年金手帳の記号番号が連番で払い出され、母親が申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の弟も、20歳となった44年9月から51年9月までの自身の保険料が未納となっているなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和53年9月は、第3回特例納付の実施期間中であるが、申立人は、20歳までさかのぼって保険料を納付した記憶は無く、申立期間の保険料を特例納付したとは考えられず、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年9月から51年9月まで

私は、母から、国民年金に加入し国民年金保険料を納付する義務があると聞いていた。保険料の納付をしてくれていた母は、私の国民年金加入期間に長期間の未納があるとは考えられないと言っている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしたとする母親は、申立期間の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である上、自身の昭和38年7月から同年9月までの期間及び41年7月から48年3月までの期間の保険料を49年から50年にかけて実施された第2回特例納付により納付しており、特例納付するまでは自身の保険料は未納となっていたこと、また、申立人と国民年金手帳の記号番号が連番で払い出され、母親が申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の姉も、20歳となった43年3月から51年9月までの自身の保険料が未納となっているなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和53年9月は、第3回特例納付の実施期間中であるが、申立人は、20歳までさかのぼって保険料を納付した記憶は無く、申立期間の保険料を特例納付したとは考えられず、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から49年12月まで
母は私の婚姻前に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納めてくれていたはずである。結婚時に母から年金手帳と領収書を受け取った記憶もあり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人と連番で国民年金手帳の記号番号が払い出されている妹は、上記申立期間当時の昭和50年3月以前の保険料は未納であり、弟も20歳になった43年5月から48年4月に厚生年金保険に加入するまで国民年金に未加入であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和50年7月時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人が申立期間当時居住していた区を管轄する社会保険事務所の40年8月から51年6月までの期間の国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の上記の手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出された記録は無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月 1 日から 42 年 10 月 1 日まで
② 昭和 42 年 10 月 1 日から 45 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 46 年 10 月 1 日から 48 年 10 月 19 日まで

私は、ねんきん特別便を見て脱退手当金が支払われていることを知った。

しかし、ねんきん特別便を見るまでは脱退手当金の制度については知らず、会社から脱退手当金の説明を受けたことも無かった。脱退手当金が支給されたとする日には日本を離れており、自ら請求手続を行ったなら厚生年金保険被保険者期間をすべて請求しているはずである。脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 48 年 12 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間に係る最終事業所の取締役の一人は、申立人と厚生年金保険被保険者資格喪失日が約 2 年も離れているにもかかわらず、脱退手当金の支給決定日が申立人と同日になっていることを踏まえると、事業所による脱退手当金の代理請求がなされた可能性がうかがえる。

さらに、申立人は、海外から帰国後、国民年金の強制加入期間であるにもかかわらず国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が必ずしも高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期

間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 6 日から 33 年 11 月 1 日まで
平成 20 年 4 月ごろ、社会保険事務所で厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 33 年 12 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、申立人の脱退手当金は昭和 33 年 12 月 29 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であるなど、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえなない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 43 年 10 月 30 日まで
60 歳に近づいたため、社会保険事務所で年金記録の確認を行ったところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。
しかし、申立期間以前に勤務していた事業所では脱退手当金を受け取った覚えはあるが、申立期間については受け取った記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前の被保険者期間の脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、オンライン記録上、申立期間とそれ以前の期間を基礎として、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 44 年 1 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 22 日から 39 年 8 月 31 日まで
59 歳になった時に、社会保険事務所で年金記録を確認してもらったところ、脱退手当金の支給記録には、脱退手当金を受給した直前に勤めていた事業所の被保険者期間（昭和 40 年 10 月 7 日から 44 年 6 月 7 日まで）のほかに、申立期間が含まれている旨の説明を受けた。

しかし、脱退手当金の支給記録に申立期間が含まれていることについては納得できないので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できる。

また、申立人が受給を認めている期間と申立期間は、社会保険庁の記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間と申立人が受給を認めている期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、ほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期

間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月 10 日から 44 年 1 月 26 日まで
② 昭和 44 年 2 月 13 日から 45 年 2 月 26 日まで

年金の通知が届き、申立期間の脱退手当金が支給されていることを初めて知ったが、そのままにしていた。その後、60 歳になった時に銀行に依頼して、再度社会保険事務所で年金記録を確認してもらったが、やはり申立期間については、脱退手当金が支給されているとのことだった。

しかし、会社から脱退手当金の説明を受けたことはなく、もらった記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 45 年 9 月 1 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月 1 日から 47 年 6 月 1 日まで
ねんきん特別便を見て、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間前の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金をもらったことはあるが、申立期間の脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間前の 12 年間の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年9月1日から28年4月15日まで
② 昭和28年4月15日から37年9月16日まで

数十年前に国民年金の手続のため区役所に行った際に、厚生年金保険の加入期間について確認したところ、申立期間について、脱退手当金が支給されていることを知った。

しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和37年12月10日の直前の同年11月13日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月18日から59年7月17日まで

A社で勤務した申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、同期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、この間を厚生年金保険の被保険者であったことを申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に同社に入社し、厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人のことを記憶している者がいないことから、申立内容に関する事情を聴取することはできない。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿には被保険者番号に欠番は無く、記載に不自然さはみられない。

さらに、申立期間は12年を超える長期間に渡っているが、申立人がA社で有している雇用保険の加入記録は、昭和58年1月18日から59年3月20日までの1年2か月のみである。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月2日から33年3月1日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同社には途中で退職することなく継続して勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における元同僚の供述により、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、A社は、既に解散している上、当時の事業主は死亡していることから、申立人の勤務状況等について確認することができない。

さらに、申立期間当時からA社に勤務し、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和33年3月1日に同社で被保険者資格を取得している従業員1名は、申立期間当時には、同社において厚生年金保険料の控除は無かったとしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 28 日から同年 6 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同社には、昭和 40 年 5 月 31 日まで勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 40 年 5 月 31 日まで勤務していたので、厚生年金保険の資格喪失日は同年 6 月 1 日であると申し立てている。

しかしながら、A社では、申立期間当時の人事記録等の資料を保存していないことから、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができないとしており、申立人の同社における雇用保険の記録は、昭和 40 年 5 月 28 日が離職日とされている。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同時期に同社に勤務していた6名の従業員に照会したところ、そのうち3名から回答があり、当時、同社の退職日は従業員が決めていたとしている。

さらに、上記名簿において、申立人の退職日の前後約1週間に資格を喪失している35名の喪失日を確認したところ、その大半が月末退職でなかったことが確認でき、特定日に退職日が整理されるような不自然な点も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月から25年3月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A組合に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同組合に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA組合で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A組合が厚生年金保険の適用事業所となったのは、社会保険事務所の記録から、昭和29年3月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A組合は、既に適用事業所に該当しなくなっている上、同組合の業務を継承したB協同組合は、申立期間当時の資料を保存していないため、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができないとしている。

さらに、申立人は、A組合の役員一人及び同僚4人の氏名を記憶していたが、そのうちの同僚一人は、同組合が厚生年金保険の適用事業所になる前の保険料控除及び申立人に関する記憶が無く、残りの4人は死亡又は所在不明であるため、これらの者から、同組合における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、社会保険事務所の同組合に係る厚生年金保険被保険者名簿において、A組合が適用事業所となった昭和29年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した記録がある従業員に照会したところ、当該従業員は、適用事業所になるまで保険料控除は無かったとしている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 9 月 1 日から 14 年 1 月 31 日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では、代表取締役として勤務しており、平成 12 年頃から経営が悪化し、翌年 1 月頃には社会保険料の未払いが発生した。しかし、当時の標準報酬月額は 56 万円であり、その保険料は控除されていたので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の代表取締役として、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 14 年 1 月 31 日）まで厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録により認められる。

また、A社が適用事業所でなくなった平成 14 年 1 月 31 日付けでさかのぼって 10 年 9 月から 13 年 12 月までの標準報酬月額を 56 万円から 19 万円に減額処理されていることが社会保険事務所の記録により確認できる。

さらに、申立人は、平成 12 年頃からA社の経営環境が悪化し、翌年に社会保険事務所と滞納保険料の整理について交渉していたと供述しており、社会保険事務所の記録によると、同社は、少なくとも平成 13 年 1 月以降は、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

加えて、申立人は、平成 13 年秋に社会保険事務所へ出向いた際に、社会保険事務所の担当者からA社の滞納保険料について代表取締役として厚生年金保険料滞納の責任を取り、自らの標準報酬月額を調整して補填する必要がある旨の説明を受けたとしている。以上のことから、A社の代表取締役であった申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理に同意していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額が減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から昭和20年8月15日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間に学徒動員で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、勤労働員学徒としてA社に勤務していたと申し立てているが、同社は、申立期間当時の従業員に関する資料は保管しておらず、申立人の勤務の状況等については確認できないとしている。

また、申立人が当時学生であったことについては、B校（現在は、C校）が管理している在籍記録により、入学年月日は不明であるが、昭和20年3月に卒業したことが確認できる上、同校の創立40周年記念史に高等学校卒業生の一部は専攻科生として引き続き勤労働員に従事した旨記載されていることなどから、申立人は、勤労働員学徒としてA社に勤労働員されていたことが推認できる。

しかし、申立期間のうち、昭和19年4月1日から同年5月31日までの期間については、女子労働者が厚生年金保険の加入対象となったのは昭和19年6月以降（19年10月より保険料の徴収が開始）であることから、申立人は厚生年金保険の加入対象者とはならない。

さらに、申立期間のうち、昭和19年6月1日以降については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号。昭和19年6月1日以降は、厚生年金保険法施行令）及び昭和19年厚生省告示第50号（昭和19年5月29日通年勤労働員学徒指定）により、勤労働員学徒は厚生年金保険の被保険者から除外される取扱いとなっている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月1日から35年3月26日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、父親が経営するA社に勤務した期間のうち、申立期間に係る加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に父親が経営していたA社に社長代行として勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は既に解散していて、申立人の厚生年金保険への加入に関する資料は無く、申立人の父親である当時の事業主は死亡しているため、申立人の申立期間における勤務の状況や厚生年金保険料の控除については確認することができない。

また、社会保険事務所のA社に係る厚生年金被保険者名簿から、申立期間当時、同社に在籍し、厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員2名に照会したところ、1名は、申立人が申立期間に社長代行として勤務していたことは覚えているものの、申立人の厚生年金保険の加入状況や同社における当時の厚生年金保険の取扱いについては不明であると回答しており、他の1名は、申立人が勤務していたことだけは覚えているとしている。

さらに、上記被保険者名簿によれば、申立人の父親である当時の事業主が厚生年金保険の資格を取得したのは、昭和35年9月1日であり、申立期間において未加入であった。その上、同被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、社会保険事務所において申立人に係る厚生年金保険の加入記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月1日から39年5月1日まで

申立期間において、夫と共に継続して義兄経営のA社に勤務したが、全期間に厚生年金保険の加入記録が無い。夫には加入記録があるのに自分には無いのは納得できない。自分の給与から厚生年金保険料の控除があったのは覚えているので、勤務していた期間の厚生年金保険を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと主張しているところ、申立人の夫及び当時の同僚等9名の回答や申立人から提出された当時の写真などから、正確な勤務期間は特定できないものの、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時の事業主の顧問税理士は、当該事業主は長期入院中のため回答できる状況になく、会社は解散しており、当時の資料は存在しないことから、勤務実態及び保険料控除に係る照会には回答できないとしている。

また、その他の役員は、死亡や連絡先不明などで照会はできないため、申立人に係る保険料控除についての情報は得られない。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金被保険者名簿には、申立人の氏名は確認されず、整理番号に欠番も無い上、昭和29年9月9日付けの年金手帳番号払出簿には、同年9月1日を厚生年金の資格取得日とする夫の氏名の記載はあるが、申立人の氏名は記載されていないことから、社会保険事務所における記録の不自然さは見受けられない。

加えて、当時の同僚等6名からは、申立人は事業主の義妹であり、会社での身分は一般社員、アルバイト又は契約社員のいずれであるのか明らかではなかったとの回答があり、そのうち1名からは、勤務条件が一般社員とは異なって

いたとの回答があったこと等から、申立人の勤務形態、保険料控除について確認できない。

その上、仮に、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた場合、当時の事業主においても、約9年8か月間も社会保険事務所から申立人の厚生年金保険料の納入告知が来ていないこと、並びに申立人の被保険者資格の得喪等に係る届出の機会において、申立人の加入記録が無いことに気付かないことは考え難い。

このほか、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月30日から同年7月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。
同社には、平成4年6月末日まで勤務していたので、資格喪失日を同年7月1日としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社が保管する一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

また、A社の社会保険委員は、「申立期間当時、月末退職の場合は、退職する従業員が厚生年金保険料を支払う必要がないよう、退職する月内の日で資格喪失させることがあった。また、申立人の場合は、賃金台帳に欠勤日が1日あることが記載されているので、最終出勤日が平成4年6月29日だったか、あるいは、本人の希望により同年6月30日を資格喪失日としたことも考えられる。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった在籍期間証明書から、申立人が同社に平成 3 年 4 月 1 日から勤務していたことが認められる。

しかし、A社では、「申立人の入社日が労働者名簿で平成 3 年 4 月 1 日と記載されていて、厚生年金保険の被保険者資格取得が同年 5 月 1 日となっていること」の理由は不明であるが、「厚生年金保険料の控除はなかった。」と回答している。

また、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から、申立人と同日の平成 3 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員を抽出し、入社日を照会したところ、15 人中 9 人が申立人と同様に同年 4 月に入社（6 人が入社日不明）していることが確認でき、そのうちの 1 名から提出された 3 年 5 月の給与明細書からは、同年 4 月の厚生年金保険料控除が確認できないことから、当該事業所では、入社後一定期間厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できる。

さらに、申立人に係る厚生年金基金の加入記録を確認したところ、平成 3 年 5 月 1 日に資格取得しており、社会保険事務所の記録と一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年12月20日から24年5月1日まで
② 昭和25年7月10日から28年5月1日まで
③ 昭和58年5月1日から61年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間①及び②並びにB社に勤務した申立期間③の加入記録が無い旨の回答をもらった。いずれの申立期間も勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の当時の従業員の供述から、申立人が昭和23年12月20日に同社の親会社であるC社からA社に異動し、継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するA社及びC社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に昭和23年12月20日にC社における被保険者資格を喪失し、24年5月1日にA社において被保険者資格を取得したことが確認できる5人の従業員に照会したところ、そのうちの1人は、「A社は新しくできた会社で、最初の数か月間は厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。社会保険事務所の記録では、A社は昭和24年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①においては、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A社は、既にその事業を廃止している上、当時の代表者は死亡しているため、同社及び当該代表者から申立人の同社における勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立人は、A社における当時の複数の同僚を記憶しているが、死亡・所在不明等により当該同僚から供述を得ることができない。

申立期間②について、A社の当時の従業員が、「自分は昭和25年7月ごろに退社したが、申立人は自分より後に退社した。」と供述していることから、退社した時期は明らかでないが、申立人が昭和25年7月以降も同社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和25年7月10日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②においては、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同日に被保険者資格を喪失したことが確認できる従業員6人に照会したところ、そのうち上記従業員を含む2人から供述を得られたが、いずれも申立期間②においては同社が倒産したため退社していたとしており、申立人のほかに、昭和25年7月以降も同社に継続して勤務していた者から供述を得ることができなかった。

申立期間③について、申立人は、昭和58年5月1日から61年4月1日までの期間にB社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社に勤務していた期間についての申立人の記憶は明確ではない。

また、B社の商業法人登記簿謄本に記載されている役員のうちの一人名は、自分が同社に勤務していた当時、同社は厚生年金保険に加入しておらず、自分の給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと供述しており、社会保険事務所の記録では、B社は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 4 月 17 日から同年 7 月 16 日まで
② 平成 15 年 1 月 26 日から同年 7 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②においても、同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人が平成 13 年 4 月 17 日からA社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社の代表者は、「当時、転職者について、雇用保険には入社時から加入させたが、厚生年金保険には、入社後 3 か月間は試用期間として加入させず、その間は、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している。

また、社会保険庁オンライン記録から、申立期間①当時にA社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、そのうちの一人は、自分は入社後 3 か月間厚生年金保険に加入しておらず、その間は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと述べており、当該従業員の供述は、同社の代表者の上記供述と符号している。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人は、申立期間①において国民年金の第 1 号被保険者となっており、当該期間はすべて、平成 13 年 5 月 31 日付けで申請による保険料全額免除期間と記録されている。

加えて、A社が加入するB健康保険組合及びC厚生年金基金の記録では、申立人の健康保険被保険者資格及び厚生年金基金加入員資格の取得日は平成 13

年7月16日となっており、これは、社会保険庁の記録における申立人の厚生年金保険の資格取得日と一致している。

申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人が、平成15年1月26日以降もA社に継続して勤務していたことは認められる。

しかし、上記代表者及び従業員は、「A社の全従業員は、平成15年1月に厚生年金保険から脱退し、国民年金に加入した。」と供述しているところ、社会保険庁の記録では、申立人は、申立期間②において国民年金の第1号被保険者となっており、当該期間はすべて、平成15年1月30日付けで申請による保険料全額免除期間と記録されている。

また、A社が加入するB健康保険組合及びC厚生年金基金の記録では、申立人の健康保険被保険者資格及び厚生年金基金加入員資格の喪失日は平成15年1月26日となっており、これは、社会保険庁の記録における申立人の厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和18年4月から20年3月まで
②昭和20年4月から同年8月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B製作所に勤務していた申立期間①及びA社C工場に勤務した申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。いずれの期間も勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社B製作所における申立人の同僚の供述から、申立人が昭和18年4月から同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所において、A社は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社B製作所は、既に解散している上、当時の代表者の連絡先は不明であることから、同社及び当該代表者から申立人の同社における勤務の状況等について確認することができない。

さらに、申立人及び申立人が自分と同時期にA社B製作所に入社したと記憶している同僚は、申立期間①当時、自分の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からないと供述している。

申立期間②について、申立人は、A社C工場に昭和20年4月から同年8月まで勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社C工場は、昭和29年10月16日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②においては、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A社C工場の事業を継承したD社は、申立期間②当時のA社C工場の

従業員に関する資料を保有していないことから、申立人が申立期間②において、同社C工場に勤務していたことを確認することができないとしている。

さらに、申立人は、A社C工場における上司や同僚等を記憶しているものの、いずれも連絡先が不明であり、これらの者から、同社C工場における申立人の勤務の状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 25 日から 45 年 7 月 25 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和 33 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、37 年 3 月 19 日に資格喪失しているところ、同社に 44 年 11 月 25 日に再入社してから 45 年 7 月 25 日に辞めるまでの請負として勤務した期間に係る加入記録が無いと申し立てている。

しかし、A社は、申立期間当時の従業員に関する資料等を保有していないことなどから、申立人が申立期間において同社に再入社したかは確認できない、また、請負の者を厚生年金保険に加入させることはないとしている。

さらに、申立人が記憶しているA社における同僚で、供述を得られた二人は、申立人のことを記憶しているものの、申立期間に再入社したことは覚えておらず、そのうちの一人は、自分が請負として同社で勤務していた間は厚生年金保険に加入しておらず、国民年金に加入しており、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと供述している。

そこで、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人を記憶している者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらず

ない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月ごろから50年5月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その保管する申立期間当時のA社に対する注文書により、申立期間当時、同社に営業職として勤務していたと申し立てている。

なお、上記注文書及び申立人の具体的な申立内容から判断すると、期間を特定できないものの、申立人がA社の営業に関与していたことはうかがえる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は昭和49年11月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の事業主は申立人を記憶しておらず、また、申立期間当時の従業員に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないと回答している。

また、申立人が記憶していた4人の同僚は、いずれも連絡先が不明であるため供述が得られず、これらの者から申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない上、そのうち2人は、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿に名前が無い。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に照会したところ、連絡の取れた6人の従業員は、いずれも申立人を記憶していないと回答している。

また、申立人は、申立期間当時、同社には営業職だけで約100人の従業員が

勤務していたと供述しているところ、上記被保険者名簿では、申立期間の始期である昭和49年2月から同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年11月21日までの期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員は47人しかおらず、このことから同社では、申立期間当時、入社した従業員すべてを厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

さらに、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿を確認したところ、申立人の名前は記載されておらず、健康保険番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は、社会保険事務所の国民年金加入記録により、国民年金に加入していることが確認でき、また、昭和48年10月から50年3月までの期間は国民年金保険料を納付しており、同年4月から52年8月までの期間は国民年金の申請免除手続を行っていることが確認できる。

なお、申立人は、その保管する給与明細書により、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと主張している。しかし、社会保険事務所の記録から申立期間後に厚生年金保険の加入記録が確認できるB社に照会したところ、同社では、「当該給与明細書について、当時の在籍者に確認したところ、当社のものに間違いはない」と回答していることから、当該給与明細書は、申立てに係る事業所のものではないと認められる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 28 年 4 月ごろから 29 年 8 月 25 日まで
②昭和 32 年 2 月 1 日から 33 年ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、中学校卒業後の昭和 28 年 4 月ごろから 33 年ごろまで継続して勤務していたので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②において、A社に勤務していた旨申し立てている。

申立期間①については、当時の複数の従業員の供述により、期間を特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間①当時及びその前後の期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に照会したところ、複数の従業員が、同社では入社後に見習期間を設け、当該期間は厚生年金保険に加入させていなかった旨供述している。

また、これらの従業員が入社したと供述している日から社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間を見ると、いずれも9か月ないし16か月となっていることが確認できる。

さらに、上記従業員のうち1人は、A社への入社から厚生年金保険に加入するまでの期間に厚生年金保険料の給与からの控除は無かった旨供述している。

これらのことから、A社では、申立期間①当時、採用した従業員について、入社してから相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えら

れる。

また、申立期間②については、上記従業員のうち、昭和32年2月ごろから33年4月ごろまでの期間にA社に入社したと供述している3人の従業員に照会したところ、そのうち2人は、「自分がA社に入社した時には、申立人は既に同社を退職しており在籍していなかった」旨回答しており、また、残りの1人は、申立人を記憶していない旨回答している。

加えて、社会保険事務所の記録では、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、当時の事業主は既に死亡しているため供述が得られず、同社及び当該事業主から申立人の申立期間①及び②における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 47 年 6 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚二人の供述から、期間は明らかでないが、申立人が調理師としてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、この者から、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。そして、現在の事業主は、申立人に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等までは分からないが、申立期間当時、税理士も関与しており、厚生年金保険に加入していない者から当該保険料を控除することはあり得ないとしている。

また、申立人及び申立期間に同社の厚生年金保険の加入記録がある従業員が記憶していた調理師一人は、申立期間に厚生年金保険の加入記録は無かった。

さらに、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険の被保険者名簿には申立人の記録が無いところ、事業主から申立人の昭和 44 年 4 月の資格取得届が提出されていたとすれば、その後、申立期間中 3 回の報酬月額算定基礎届及び資格喪失届が出されているはずであるが、これらの届出をすべて社会保険事務所が誤って記録していないとは考え難い。このため、社会保険事務所は申立人の厚生年金保険料の納入告知は行っていないと考えられるところ、仮に、申立期間に、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた場合、38 か月とい

う長期間にわたり、このような事態に気付かず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除し続けていたとは考え難い。

加えて、申立期間における社会保険事務所の同社に係る厚生年金被保険者名簿については、欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

その上、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人は控除されていたはずであると主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 5 月から同年 11 月まで
② 昭和 46 年 5 月から同年 11 月まで
③ 昭和 47 年 5 月から同年 11 月まで
④ 昭和 48 年 5 月から同年 8 月 23 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の当時の元事業主及び元同僚の供述から判断すると、各申立期間について、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は既に廃業しており、申立期間当時の従業員に係る勤務の実態や厚生年金保険の適用等に関する資料は無く、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の前事業主は、申立期間当時、申立人のようなシーズンワーカー（ほとんどの従業員が該当）は10人から15人くらい在籍していたが、厚生年金保険へ加入させるかどうかは事業主が判断しており、約半数の者が厚生年金保険に未加入となっていたとしている。

さらに、申立期間における社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も

無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 54 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 55 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
④ 昭和 56 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
⑤ 昭和 57 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
⑥ 昭和 59 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A病院に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同病院には、継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院は、非常勤医師について各年の3月30日付けで退職の取扱いを行い（3月31日に厚生年金保険の資格喪失）、4月1日から再雇用の契約を結んでいたとしており、事実、同病院が提出した人事記録により、申立期間①については昭和52年3月30日、申立期間③については55年3月30日、申立期間④については56年3月30日、申立期間⑤については57年3月30日、申立期間⑥については59年3月30日にそれぞれ申立人が同病院を退職していることが確認できる。

また、申立期間②については同病院が提出した人事記録により、昭和54年9月29日に同病院を退職したことが確認できる。

さらに、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、A病院は、申立人の各申立期間について、いずれも厚生年金保険の被保険者となっておらず、厚生年金保険料を控除していなかったとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月1日から26年1月27日まで
A社に昭和23年10月1日に入社し、26年4月29日まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和23年10月1日から26年4月29日までA社に継続して勤務し、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを主張している。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社は昭和25年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年7月1日に再適用を受けていることから、申立期間のうち25年2月1日から同年6月30日までの期間は適用事業所となっていない。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿には、事業主の欄に氏名の記載が無いため、事業主に照会することができず、申立人の勤務状況や厚生年金保険料控除等について確認できない。そこで、申立人が記憶している当時の同僚2名に照会しようとしたところ、1名は、昭和24年5月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、もう1名は厚生年金保険被保険者名簿に名前の記載は無く、これらの者から申立期間における申立人の勤務状況等について確認することができなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月から30年8月まで
② 昭和30年9月から32年12月まで

申立期間①についてはA社B工場（現在は、C社）に、申立期間②についてはD社（現在は、E社）に勤務していたが、同期間の厚生年金保険加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社B工場に勤務し、同期間について、厚生年金保険被保険者であったことを主張している。

しかしながら、A社は、現在は、C社となっていることから、同社に照会したが、同社では申立期間当時の資料は保存しておらず、申立人の同社における勤務状況については不明としている。

また、申立人が記憶している申立期間当時の同僚3名のうち、住所が確認できた1名に照会したが、この同僚は申立人を記憶しておらず、残り2名は、A社B工場の厚生年金保険被保険者名簿に氏名の記載が無いため、照会することができなかった。

さらに、A社B工場の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者資格を取得している7名に照会して6名から回答を得たが、申立人を記憶している者は無かった。なお申立期間に係る同名簿を確認したが、申立人の氏名の記載は無く、健康保険の番号にも欠番は無いことから、記載内容に不自然さはみられない。

加えて、申立人は、公共職業安定所の紹介によりA社B工場に入社したと供述しているが、同社が所在する地区を管轄する労働局には申立期間当時の資料は保存されておらず確認できなかった。

申立期間②について、申立人はD社に勤務し、同期間について、厚生年金保険被保険者であったことを主張している。

しかしながら、D社は、昭和34年9月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている事業主は連絡先が把握できないことから、申立人の勤務状況や厚生年金保険の保険料控除等について確認できない。

また、D社は、現在は、E社となっていることから、同社に照会したが、同社では申立期間当時の資料が保存されていないことから、同社における申立人の勤務状況等については不明と回答している。

さらに、申立人が記憶している申立期間当時の作業場の班長（責任者）は死亡しており、申立人が記憶している同僚1名は、社会保険事務所が保管するD社の厚生年金保険被保険者名簿に氏名の記載が無く、連絡先が確認できないことから、申立人の勤務状況や厚生年金保険料控除等について確認できなかった。なお、申立人は、ほかに同僚3名の氏名を記憶していたが、同社の厚生年金保険被保険者名簿に当該3名の氏名の記載は無い。

加えて、D社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間中に被保険者となっている9名に照会して8名から回答を得たが、このうち6名は申立人を記憶していない。なお、2名は記憶が定かでなく不明と供述している。

また、社会保険事務所が保管するD社の厚生年金保険被保険者名簿について申立期間に係る記載を確認したところ、申立人の氏名の記載は無く、健康保険の番号にも欠番は無いことから、記載内容に不自然さはみられない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 12 月 4 日から 15 年 2 月 1 日まで
② 平成 16 年 10 月 1 日から 17 年 1 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間①について、また、B社に勤務していた申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれ勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録から、申立人が、申立期間にA社に勤務していることは確認できる。

しかしながら、A社では、申立期間当時に、従業員を採用した後の3か月間は、試用期間として厚生年金保険に加入させない期間を設けており、同期間には、厚生年金保険料を控除していないとしている。

また、申立期間当時に勤務していた同僚5名に対して、A社における厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、1名から、同社では、入社後3か月間の試用期間があり、同期間には従業員を厚生年金保険に加入させていなかった旨の回答があった（ほか4名については、供述を得ることができない。）。

さらに、A社から提出された申立人に係る平成14年12月及び15年1月の給与明細書及び平成14・15年分所得税源泉徴収簿により、申立期間において、申立人の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

申立期間②については、雇用保険の記録から、申立人が、申立期間にB社に勤務していることは確認できる。

しかしながら、B社の総務部長は、申立期間当時に、従業員を採用した後の3か月間は、試用期間として従業員を厚生年金保険に加入させない期間を設け

ており、同期間には、厚生年金保険料を控除していないとしている。

また、申立期間当時にB社に勤務していた同僚8名に対して、同社における厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、1名から、同社では、入社後3か月間の試用期間があり、同期間には従業員を厚生年金保険に加入させていなかった旨の回答があった（ほか7名については、供述を得ることができない）。

さらに、B社から提出された平成17年分賃金台帳及び平成16年分所得税源泉徴収簿により、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立期間は、申立人の国民年金の被保険者期間で、申請免除（全額）期間となっており、また、同期間に申立人は、国民健康保険の被保険者となっている。

なお、B社は平成15年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、16年11月1日に再度適用事業所となっていることから、申立期間のうち、一部期間（平成16年10月）については、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 1 日から 39 年 2 月 25 日まで
年金問題が騒がれるようになって、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。
しかし、脱退手当金の支給申請をした記憶や、もらった記憶は無いので、当該期間が年金の計算に算入されるよう被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てしているところ、申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 39 年 6 月 20 日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものとは認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 2 日から 33 年 9 月 1 日まで
平成 17 年 5 月に、社会保険事務所で年金の加入記録を照会したとき、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。
しかし、脱退手当金が支給決定された時期は、脱退手当金の制度を知らなかったし、受け取った記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てしているところ、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 33 年 9 月の前後 2 年以内に資格喪失し、2 年以上の被保険者期間がある者 29 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、20 名に脱退手当金の支給記録が確認できる上、同一日に資格喪失した者で脱退手当金の支給決定日が申立人と同日の 34 年 6 月 6 日の者が 2 名、同年 7 月 4 日の者が 4 名見受けられるとともに、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が日付入りで記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月6日から34年1月1日まで
② 昭和40年10月3日から43年10月3日まで
③ 昭和56年11月1日から57年6月1日まで
④ 昭和58年4月1日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A病院に勤務していた昭和33年4月6日から34年1月1日までの期間に係る申立期間①、B社に勤務していた40年10月3日から43年10月3日までの期間に係る申立期間②及びC会に勤務していた54年5月1日から58年5月31日までの期間のうち、申立期間③及び申立期間④の加入記録が無いとの回答をもらった。いずれの期間も間違いなく会社には勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当該期間にA病院に勤務していたと申し立てているが、同病院の回答では「申立期間当時の従業員に関する資料等を保管していないことなどから、申立人の当時の勤務の実態や厚生年金保険の適用状況について確認することができない。」としている。

また、申立人は、A病院において一緒に勤務していた上司や同僚等を記憶しておらず、これらの者から供述が得られず、申立人の申立期間①当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、A病院に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、連絡の取れた3名は、いずれも申立人のことを記憶に無いと供述している。

2 申立期間②について、申立人は、当該期間はD区に所在するB社に勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録から、同社は、昭和45年2月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていること、事業主等の連絡先は不明であること、及び当時の同社における上司及び同僚等を記憶していないこと等から供述が得られず、申立人の当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、B社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により申立期間②当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員への照会結果では、連絡の取れた3名のうち2名は「申立人のことは記憶に無い。また、当時同社の従業員数は女性が10人位であることから、3年も勤務していれば申立人を覚えているはずだ。また、勤務場所はE区である。」と供述している。ほかの1名は申立人のことを記憶に無いとしており、昭和40年12月から42年5月まで、上記同僚と同様にE区のビルで勤務したと供述していることから、申立人の主張とは相反していることが確認できる。

さらに、申立人は、昭和40年10月から47年10月まで国民年金に加入し、その国民年金保険料を納付していることが確認できる。

3 申立期間③について、申立人は、C会に勤務していたと申し立てているが、同会の回答では「申立期間当時の従業員に関する資料等を保管していないこと等から、申立人の当時の勤務実態や厚生年金保険の加入状況等については分からない。」としている。

また、申立人がC会において一緒に勤務していたと記憶している同僚1名は、申立人のことを記憶しているものの、申立人の申立期間における職務内容や勤務形態の変更等については記憶に無いと供述している。

さらに、C会に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間③当時厚生年金保険に加入している複数の従業員への照会結果では、連絡の取れた3名のうち1名は、申立人のことを良く覚えていないとし、ほかの2名は、申立人のことを記憶しているものの、申立人の申立期間における職務内容や勤務形態の変更等については記憶に無いと供述している。

加えて、当該被保険者名簿において、昭和56年11月17日付けで申立人の健康保険証が返納された記録が確認できる。

4 申立期間④について、C会から提出された賃金台帳の控及び同僚等の供述により、申立人は、同会に勤務していたことを推認することができる。

しかし、C会では、同会が保管していた賃金台帳の控により、昭和58年4月及び同年5月の給与からは厚生年金保険料の控除が無いことを確認することができるかと回答している。

また、申立人がC会において一緒に勤務していたとしている同僚1名は、申立人が申立期間④当時同会に勤務していたとしているものの、事情により早めに同会を退職したと供述している。

さらに、C会に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間④当時厚生年金保険に加入している複数の従業員への照会結果では、連絡の取れた4名のうち2名は、申立人のことを記憶しておらず、もう1名は申立人が勤務していたと供述しているものの、残り1名は「申立人が昭和57年7月に設立した施設に勤務していたことを覚えているが、直ぐに同会を退職したという記憶がある。」と供述している。

加えて、当該被保険者名簿において、昭和58年4月11日付けで申立人の健康保険証が返納された記録が確認できる。

5 このほか、申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 1 日から 50 年 2 月 19 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 49 年 1 月 16 日から 50 年 2 月 19 日までの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。間違いなく同社には勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてもA社に継続して勤務していたと申し立てているが、雇用保険の加入記録から、申立期間を含み昭和 49 年 10 月 1 日から 51 年 1 月 15 日までB社に勤務していたことが確認でき、申立期間は、A社に勤務していたことは認められない。

また、A社は、社会保険事務所の記録によると、平成 15 年 11 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているほか、同社の回答では「当時の事業主は死亡していること、及び従業員に関する資料等を保管していないこと等から、申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。」としている。

さらに、申立人がA社において一緒に勤務していたと記憶している同僚 2 名は、「申立期間当時申立人は同社に在籍していた。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録では、申立人と同じく、同社における厚生年金保険被保険者資格を昭和 49 年 10 月 1 日に喪失し、B社における厚生年金保険被保険者資格を昭和 50 年 2 月 19 日に取得していることが確認できる。

加えて、A社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員への照会結果では、連絡の取れた 3 名のうち 1 名は申立人のことを記憶しておらず、

もう1名は「申立人のことを記憶しているものの勤務期間については分からない。また、昭和49年10月に同社からB社に異動した者は、厚生年金保険の未加入期間が数か月あり、厚生年金保険に加入していない期間は厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述しているほか、他の1名は「自分も49年10月にB社へ転籍して同社から給与を受けたが、同社が50年2月19日に厚生年金保険の適用事業所となるまでは、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。また、当該被保険者名簿から、いずれの従業員においても健康保険証の返納記録が確認できる。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 9 月 10 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和32年4月1日から同年9月10日までの期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間も間違いなく同社には勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における同僚の供述から、申立人は、期間は明確でないものの、申立期間当時、同社に勤務していたことを推認することができる。

しかし、A社の回答では「申立期間当時の従業員に関する資料等を保管していないこと等から、申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。」としている。

また、申立人がA社において一緒に勤務していたと記憶している同僚2名のうち、連絡の取れた1名は「自分は昭和32年4月に入社したが、申立人は自分より数日先に入社していたのではないかと思う。」としているところ、社会保険事務所のA社における厚生年金保険被保険者名簿で確認できる当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、入社したと供述している6か月後の昭和32年9月2日であることが確認できる。

さらに、A社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員への照会結果では、連絡の取れた5名のうち1名は「申立人と同じ姓の者が数名在籍していたことを記憶しているものの、申立人のことは記憶に無い。また、申立期間当時、同社では試用期間が3か月あり、その間は厚生年金保険には加入させていなかった。」とし、ほかの4名は、いずれも「申立人のことは記憶に無い。」と供述し

ているほか、うち1名は「自分の入社は昭和32年4月1日であったが、厚生年金保険にはその5か月後の32年9月に加入しており入社日と違っている。」としているところ、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿で確認できる当該従業員の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、供述どおり採用後5か月を経過した32年9月7日であることが確認できる。このため、同社においては、従業員を採用後一定期間経過後に厚生年金保険の加入手続を行うという取扱いがあったことが認められる。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月31日から同年9月中旬

昭和21年5月ごろに復員し、A社B事業所に復職し、4か月ぐらい勤務したが、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の加入期間が7月31日までとなっており、申立期間の加入記録が無い。申立期間も被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社B事業所に勤務していたと申し立てているが、同社は、その保管する「厚生年金保険資格喪失者50音名簿」に申立人の資格喪失日が昭和21年7月31日と記録されており、その他に資料が無いため、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できないと回答している。

また、申立人は、申立期間における上司、同僚の氏名を記憶していないため、これらの者に申立期間における申立人の勤務状況、保険料控除等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所のA社B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時被保険者であったことが確認できた従業員12名のうち、1名は、申立人のことを記憶していないと供述し、残りの11名は、既に死亡しているため、申立期間における申立人の勤務状況、保険料控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 1 日から同年 10 月 30 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A病院（現在は、B病院）に勤務した期間の加入記録が無かった。勤務を証明できるものは何も無いが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA病院に勤務していたと申し立てているが、同病院は、その保管する「総職員名簿」、厚生年金保険資格取得届、厚生年金台帳等を調査したが、申立人の氏名は無く、申立期間における申立人の勤務状況、保険料控除等を確認できないと回答している。

また、A病院は、申立期間当時、試用期間があった上、従業員の厚生年金保険の取扱いは区々で、採用してから1か月から2年後に厚生年金保険に加入させており、厚生年金保険に加入していない従業員の給与から厚生年金保険料を控除したとは考え難いと回答している。

さらに、上司、同僚等について、申立人は、姓又は名のみ記憶しかいないため、これらの者を特定することができず、申立人の勤務状況、保険料控除等について照会することができない。

加えて、社会保険事務所のA病院に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時被保険者であったことが確認できる従業員のうち、連絡の取れた6名全員が、申立人のことを記憶していないと供述している上、このうち2名は、当時試用期間があったことを記憶しており、採用されてから1年2か月後又は1年3か月後に厚生年金保険に加入したと供述している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除に

ついて確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 3 月 1 日から 27 年 3 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。同社には、昭和 26 年 3 月に入社し、花見、忘年会、新年会をやり、翌年、夏に手術をした後、退職した。26 年に入社したはずであるので、申立期間も被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚等の供述から、始期は明確ではないものの、申立人が、申立期間においてもA社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、その保管する社会保険台帳で申立人の資格取得日が昭和 27 年 3 月 1 日となっていることが確認できるが、その他に当時の資料が無いため、申立期間における申立人の勤務状況、保険料控除等については、不明であるほか、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについては、入社後しばらくしてから新入社員を何人かまとめて厚生年金保険に加入させていたようであると回答している。

また、申立人が記憶している上司、同僚 4 名のうち、連絡の取れた 1 名は、A社が厚生年金保険の適用事業所になった時に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の資格取得日はその 6 か月後となっていると供述している。

さらに、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間当時被保険者であったことが確認できる従業員で連絡の取れた 10 名のうち、9 名は、厚生年金保険の資格取得日は入社日から 6 か月後から数年後となっていると供述している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除に

ついて確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入期間が無い旨の回答をもらった。大学を出て勤務するに当たり社会保険に加入していない会社に入社することはあり得ず、申立期間中、A社において、厚生年金保険料が給料から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚等の供述から判断すると、申立人は、勤務期間は特定できないが、申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の厚生年金被保険者名簿によると、A社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所に該当しておらず、当時の同社のすべての従業員の資格取得日は、同社が適用事業所に該当した昭和 42 年 2 月 20 日以降であることが確認できる上、雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、A社の事業主は所在不明であり、当時の上司である所長は死亡していることから、申立人の厚生年金保険料の控除等について確認することができない上、同社の社会保険担当者は、厚生年金保険の適用事業所に該当する以前は、申立人を含めすべての従業員について、厚生年金保険料を給与から控除していなかったと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 2717

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月ごろから24年3月ごろまで
申立期間には、A社に勤務していたが、同期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に勤務していたと申し立てている。
しかしながら、A社は昭和25年8月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の保険料控除等について、確認することはできない。
また、社会保険事務所が保管しているA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶していた上司及び同僚の4名の被保険者記録は確認することはできなかった。

さらに、上記の厚生年金保険被保険者名簿を基に申立期間当時の複数の従業員に対して、申立人の勤務状況等について照会したが、これらの者は申立人を記憶しておらず、申立内容について確認することはできなかった。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 7 月から 24 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 22 年 7 月ごろから勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿謄本に、同社の設立が登記された昭和 22 年 5 月 28 日付けで、申立人が取締役としての登記がされていることが確認できる上、複数の従業員の供述から、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日付の記載が無いものの、申立人を含む 13 人が昭和 24 年 1 月 1 日付けで厚生年金保険に加入しており、その健康保険の番号が、名簿の先頭行に記載されている被保険者から順番に 1 番から 13 番まで付されていることが確認できる。さらに、当該 13 人（うち 3 人については、前述の商業登記簿謄本で、申立人同様に役員として氏名が記載されていることが確認できる。）の厚生年金保険の加入状況を確認したところ、いずれの役員、従業員についても、申立期間において、同社で厚生年金保険に加入した記録が確認できないことから、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 24 年 1 月 1 日であると判断でき、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A社は、昭和 25 年 5 月 31 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではな

くなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の会社における勤務及び保険料控除の状況について確認することができない上、24年1月1日に厚生年金保険に加入している従業員一人に対して、資格取得日前の厚生年金保険の加入及び給与からの保険料控除の状況について照会したが、申立期間における状況をうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月から 45 年 3 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 44 年 6 月から 45 年 3 月まで勤務していたと申し立てているところ、申立人の雇用保険の加入記録のうち、事業所名は不明であるが、申立期間とおおよそ一致する期間の加入記録が確認できる。

また、A社における勤務状況に関する申立人の供述は具体的である上、その内容は、同社の業務内容等に関する当時の従業員の供述とも一致することから、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、昭和 50 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に解散しており、同社の事業主は既に死亡し、当時の役員及び同社で厚生年金保険に加入していた申立人の同僚やその他の従業員から、申立人の勤務期間等に関する具体的な供述を得ることができなかったことから、申立人の勤務期間や厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

さらに、申立人が、A社で同じ営業に携わっていたと供述する同僚及び、当該同僚が氏名を記憶していたその他の従業員合計 10 人のうち 3 人については、同社における厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、事業主は、当時、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。